農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2008 8 AUGUST

経済金融の新たな展開

●ゆうちょ銀行の展開と地域金融への影響

●経済社会構造の変化と最近の賃金動向

●日本における投資信託の現状と今後の課題

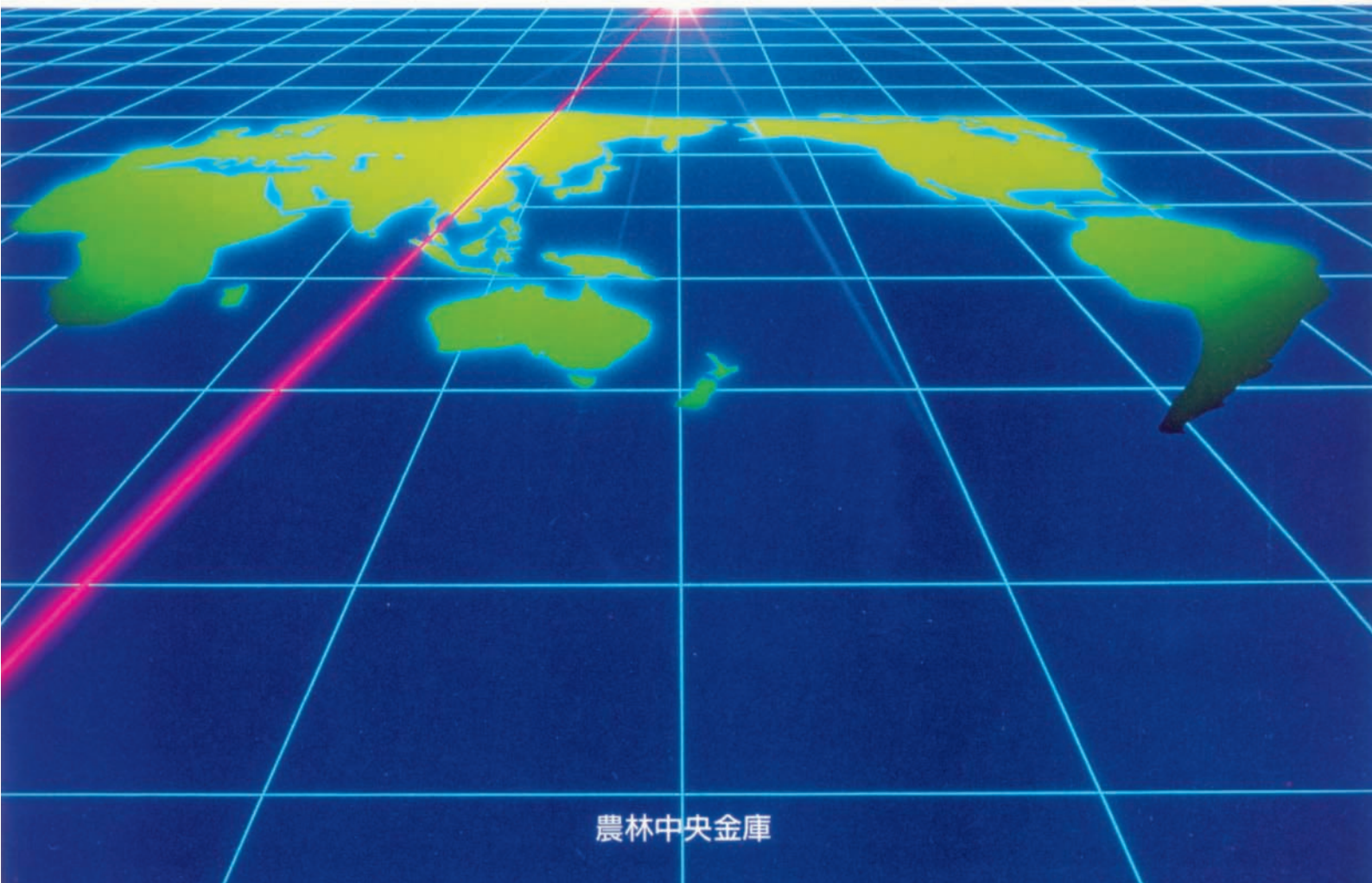

農林中央金庫

今月の窓

開かれた社会へ

最近，久しぶりに会った学生時代の友人数人とじっくり話をする機会があったが，そこでは，年金，医療，道路，特別会計など行政への批判から，耐震偽装や食品偽装など民間企業に対する不信に話題が集中した。「どうして日本はこんな社会になったのか？」といぶかり，嘆くことしきりだった。これに加えて，原油や穀物の価格高騰という以前には考えられなかったような事態が現出しているし，サブプライム問題に端を発する世界の経済金融も先行き不透明感が増している。地球環境問題も待ったなしの状況だ。そして，これら山積する難題に十分対処しきれていない日本社会に，ある種の閉塞感を感じるということでは全員の意見が一致した。友人の一人は「日本は演歌型の社会だ」と言う。彼は，日本の社会に渦巻く不信感の連鎖は，「癒着」「談合」「隠蔽」といった言葉に表されるような「仲間内」の便宜を図る「内向き社会」から抜けきれないことが原因だと言う。仲間や身内を思いやる気持ちは強いが，自分自身が社会を形成する一員であり当事者だとの認識が乏しい。自らの仕事が社会にどういう影響を与えるかとか，社会のなかで自分たちがどういう役割を担っていくべきか，といった発想が欠落していると言うのである。そう言えば，社会の厳しさ，悲しさ，はかなさを切々と歌い，変わらぬ固い結束を誓うといった演歌特有のムードのなかには「情」はあっても「公」とか「理性」といったものは感じられない。閉塞感漂う日本社会の姿と演歌とは確かによく似ていると感じ入った次第だ。

しかし，今やかけがえのない地球環境を守り，そこに生きる多様な生物を守り，様々な民族や国家と平和に共存・共生することが求められている。また，バリアフリーやノーマライゼイションという言葉に表されるように，高齢者や体に障害のある人などが一般の人と支障なく同じ生活区域で活動できるような社会環境整備も期待されている。拡大する格差社会の是正も急務であり，若年労働者が夢を持てるような社会を築くことも課題となっている。そこに共通するキーワードは共存・共生である。友人のたとえになぞらえれば，世界のあらゆる人々との連帯と共生をめざす「オーケストラ型の社会」に変身していくことが日本社会に求められているのではないか。

戦後は，産業復興と生活水準の向上が国家の目標だった。物質的な充足を優先した時代にはうまく機能した行政と産業界との連携も今や限界を示している。これからは消費者たる個人としての国民生活に軸足を置いた行政の采配が求められ，産業界も利用者の立場に立った財サービスの提供が大切であり，それは使命でもある。また，個人も現在の豊かさの質を見直すことが必要だ。生活習慣病を引き起こすような，環境負荷の高い，利便性に過度に依存したライフスタイルは好ましいものではないだろう。そして，何よりも個人が組織に埋没せず，自立した個人としてそれぞれの現場で高い意識を持って仕事に取り組むことが大切だ。我々，協同組合組織の活動に境界はない。「一人は万人のために，万人は一人のために」。協同組合組織の強みを大いに発揮したい。

（(株) 農林中金総合研究所 取締役企画総務部長　都　俊生・みやことしお）

農林金融　第61巻　第8号〈通巻750号〉　目　次

今月のテーマ

経済金融の新たな展開

今月の窓

開かれた社会へ

（株）農林中金総合研究所 取締役企画総務部長　都　俊生

ゆうちょ銀行の展開と地域金融への影響

渡部喜智 —— 2

経済社会構造の変化と最近の賃金動向

南　武志 —— 15

制度，商品構成の変化と投資者保護のあり方を中心に

日本における投資信託の現状と今後の課題

鈴木　博 —— 30

談話室

卸売市場改革への熱い思い

京都大学名誉教授（社）農業開発研修センター会長理事 藤谷築次 —— 28

情勢

2006年度の農協経営の動向

若林剛志 —— 42

統計資料 —— 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ゆうちょ銀行の展開と地域金融への影響

〔要　　旨〕

1　ゆうちょ銀行からは郵政民営化後も高水準の貯金流出(半年間で△6.1兆円減少)が続いた。2008年度に入り，定期性貯金の減少幅が縮小するとともに流動性貯金の増加が下支えして，流出ペースは緩やかになっている。貯金キャンペーンも相次いで実施されており，今後流出が急速に鈍化していくかなど，動向には注意が必要である。

2　07年度下期のゆうちょ銀行の決算は，コア業務純益が上期に比べ約1,500億円減益となったが，消費税や預金保険料など民営化による支払発生の営業経費の増加分(約1,000億円)などを考慮すれば，実質の減益幅は圧縮される。一方，郵便局(株)の営業利益は事業量が下振れし75億円にとどまった。郵便局(株)では窓口の事業量拡大と効率性向上の両面の追求が課題となるが，将来的に郵便局網の維持とゆうちょ銀行等事業運営会社の収益向上との背反関係が強まる懸念もある。

3　ゆうちょ銀行は矢継ぎ早に規制緩和の申請を行うとともに，様々なキャンペーンを実施してきた。規制緩和を受け，５月からゆうちょ銀行の50店舗で住宅ローンの媒介(販売代理)業務が始まったが，同行首脳は早期の自行住宅ローン販売の意向を示しており，その準備対応に注目したい。また，「通常貯金の預入限度額撤廃」の案件は，預入限度額の規制自体にも波及しかねない問題である。運用力からみた適切なバランス・シートの規模という問題も残る以上，完全民営化前の預入限度額の撤廃の議論は慎重に行われるべきであり，長期的展望を示すことが必要と考える。

4　07年度も銀行・信用金庫の住宅ローン残高は前年比３％台の増加となった。個人預金の吸収も金融業態全般にわたり好調だ。しかし，競争力強化に向けた取組みは進められている。「業者営業」拠点としての重要性が高まっている「住宅ローン・センター」の増設が継続されており，大規模化の一方，小規模化で展開の迅速化をはかる動きもある。また，年金口座指定の推進は預金吸収の仕組みとしてだけでなく，金融商品販売などシニア層との取引深耕の入り口として経営戦略上の位置付けが高まっており，取組みを先行させていた信用金庫と同様に，地方銀行でも年金相談会の開催や会員組織の立ち上げ，特典の付与などの取組みが行われている。

5　郵政民営化に加え将来のリテール金融マーケットの成熟化をにらみ，地方銀行の広域連携が増加している。ATM提携やシステムの共同開発等に加え，ゆうちょ銀行のローン参入等を意識した住宅ローン共同研究会やリテール・マーケティング戦略の共同研究組織の立ち上げなどがみられる。また，将来の地域経済と営業地盤の変化の展望を踏まえ，県境を越えた地銀合併など，「自主・選択」的な金融機関の再編は今後も予想される。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　民営化後１年を迎えるゆうちょ銀行
⑴　民営化後の貯金と投信販売の動向
⑵　07年度決算(下期)の概況
2　ゆうちょ銀行のリテール業務
⑴　矢継ぎ早な規制緩和へ向けた動き
⑵　積極的な営業姿勢とサービス向上策
⑶　ローン媒介等新規業務の課題
3　地域金融の動向と地域金融機関の経営
⑴　地方銀行等のリテール業務実績
⑵　最近のリテール業務強化のポイント
⑶　増加する広域連携
おわりに

はじめに

2007年10月の郵政民営化（以下「民営化」という）により，日本郵政（株）グループが発足。三つの主要業務は分社化された郵便事業（株），（株）ゆうちょ銀行，（株）かんぽ生命が事業運営会社として担い，窓口ネットワーク会社である郵便局（株）は，前述３社の代理店・受託者としてサービスを提供する体制となった（第１図）。

金融業務を担う（株）ゆうちょ銀行（以下（株）は省略する）は同行支店（233店）に加え，簡易郵便局を含む全国約24,000の郵便局（株）(注1)の窓口ネットワークを銀行代理店として使い金融サービスを提供する。180兆円超という資金量もさることながら，個人顧客との取引を経営のベースに置き，全国津々浦々に稠密（ちゅうみつ）な店舗展開を行う単一経営体の民間金融機関はこれまで存在しなかった。今後，経営効率性を高めながら，別会社となった郵便局（株）の窓口ネットワークで均質的な総合金融サービスの提供と営業推進をいかに行っていくかは大きな試みとなる。

これまで個人顧客との取引を経営のベースに置く民

第1図　日本郵政グループの概要

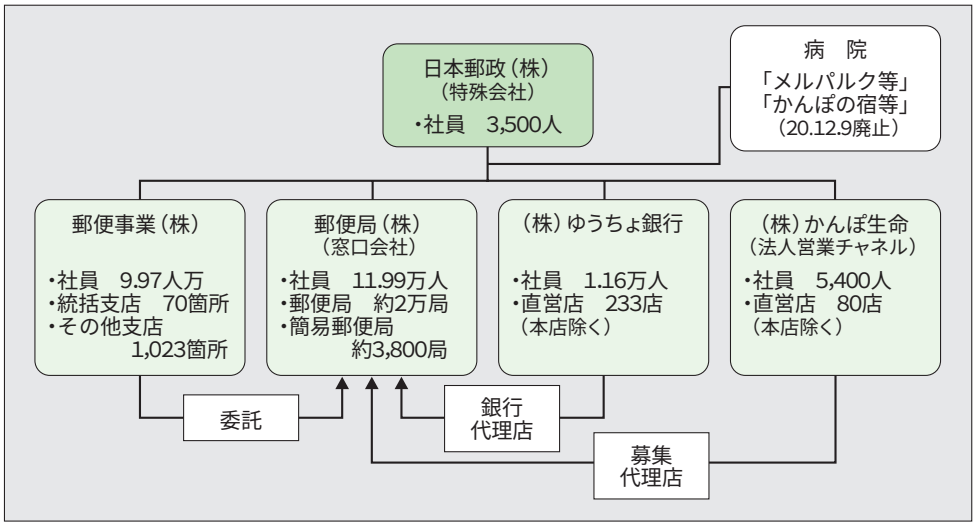

資料　日本郵政グループＨＰ等より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

間金融機関は，中心となる営業基盤を一定の地域に限定し，その地域の顧客ニーズに応じた金融サービスを提供する「地域金融機関」であった。一方，都市銀行等とその後身であるメガバンクなどは，全国に営業店網を持つとはいえ主要都市への「点」としての拠点配置であり，個人取引を強化しているといっても法人取引を主要業務とするものであった。

130余年にわたり国営事業として運営されてきた郵便貯金事業は幕を閉じたが，民営化は民間金融システムへの融解（溶け込み）の始まりを意味する。ゆうちょ銀行が個人顧客向けに全国に展開する店舗網で，均質的な総合金融サービスの提供を目指していくことによって，わが国における個人向け金融サービスのあり方や競争関係が変わり，他の地域金融機関も対応を迫られることになる。

一方，ゆうちょ銀行が，完全民営化を目指して，どのようにビジネス・モデルを確立し民間金融システムのなかに地位を得て行くのか，現時点ではその道程はみえないが，認可を受けた新規業務の展開やキャンペーン・サービスなどの積極的営業施策の実施など，ゆうちょ銀行の経営には新しい動きと変化もみられる。この動きと変化による地域金融への波及と地域金融機関の対応を考えたい。

（注１）ゆうちょ銀行の本店を除く直営店舗は233。同行の銀行代理店として郵便局（株）の直営郵便局約２万局のほか，簡易郵便局約3,800局強のうち93％が銀行代理店（復代理）となっている。なお，郵政公社時代までの普通局，特定局の区分・局種は無くなり，直営郵便局に一本化された。

１　民営化後１年を迎えるゆうちょ銀行

(1)　民営化後の貯金と投信販売の動向

まず，ゆうちょ銀行の主要な業務実績として，貯金残高と投資信託（以下「投信」という）の販売の動き，次いで決算の概況をみよう。

民営化後，07年度後半の貯金流出ペースは引き続き高かった。08年３月末のゆうちょ銀行の貯金残高(注2)は181.4兆円となり，前年度末から△11.7兆円，民営化後の半年でも△6.1兆円減った。うち，定期性貯金は前年度末から△13.0兆円，07年９月末に比べても△7.8兆円減少しており，他民間金融機関への定期性貯金の預け換え等が継続したと考えられる。(第２図)。

後述のようにキャンペーンを打っているにもかかわらず，高水準の貯金，特に定期性貯金の減少が続いた理由は，貯金全体の６割を占める定額貯金の流出が止まらないことだ。すなわち，定額貯金は1,000円単

第2図　ゆうちょ銀行（郵便局）の貯金動向

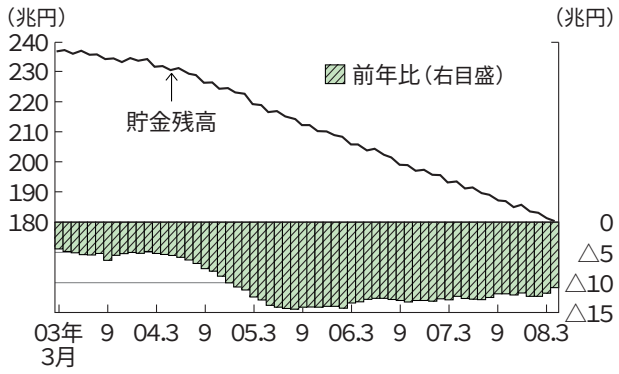

資料　郵政公社，ゆうちょ銀行の資料より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　ゆうちょ銀行とメガバンクの預金金利の比較

（単位　%）

		ゆうちょ銀行		メガバンク3行の平均		
				スーパー定期		大口定期
		定額貯金	定期貯金	300万円未満	300万円以上	1千万円以上
預入期間	1か月以上3か月未満	－	0.25	0.25	0.25	0.25
	3か月以上6か月未満	－	0.25	0.25	0.25	0.25
	6か月以上1年未満	0.23	0.27	0.27	0.27	0.30
	1年以上	0.24	0.35	0.35	0.35	0.40
	1年6か月以上2年未満	0.26	0.35	－	－	－
	2年以上	0.29	0.40	0.42	0.47	0.52
	2年6か月以上3年未満	0.33	0.40	－	－	－
	3年以上	0.40	0.45	0.47	0.52	0.57

資料　各行HPなどの掲示金利テーブル（07.10.01現在）より作成
（注）1　年利。
　　2　メガバンク3行はみずほ，三菱東京UFJ，三井住友でインターネット預金は含まない。

位で預け入れでき最長10年間半年複利で運用されるとともに，預入６か月以降は随時解約可能という有利なオプション性も持つ。しかし，現状の金利カーブ（緩やかな順イールドカーブ）のもとでは，その商品性の魅力は認識されにくい。その一方，他民間金融機関のスーパー定期や大口預貯金に比べ金利条件では劣位している面があげられよう（第１表）。加えて民営化に伴う組織変更や職員の人事異動等もあり，郵便局の渉外担当者等の営業力や顧客対応力が弱くなっているという指摘もある。

ただし，08年度に入り４～６月期は，08年３月末比△0.70兆円の減少にとどまった。定期性貯金の減少が同△1.15兆円へ縮小してきたことに加え，流動性貯金が同0.44兆円増加したことが下支えしている。このまま流出額の縮小が続くのか，貯金キャンペーンの成果を含め，動向に注意したい。

また郵便局の投信販売については，05年10月に始まりその販売累計額は，開始から２年足らずの07年７月に１兆円を突破した。これは，郵便局が持つ富裕貯金者層の厚みと渉外担当者の営業力を示したものといえよう。

ゆうちょ銀行は民営化直後の07年10月に，投信販売の取扱店舗をゆうちょ銀行の支店と郵便局（株）の店舗合計で397増やし，1,552とした。しかし，金融商品取引法の完全施行に伴う説明義務を尽くし適合性を確認するための窓口対応の増大や株安・円高など相場環境の悪化は，ゆうちょ銀行の投信販売にも無縁ではなかったようだ。07年度上期に3,569億円だった投信販売額は，民営化後の下期には1,475億円と半分以下にとどまった。08年度に入り４～６月期も販売額は737億円にとどまり低迷を脱していない。07年度初めには30万円を超えていた１件当たりの投信販売額も，一時12万円台まで落ち込んだ。保有口座数は50万の大台を超え

第3図　ゆうちょ銀行の投信保有口座と1件当たり販売額

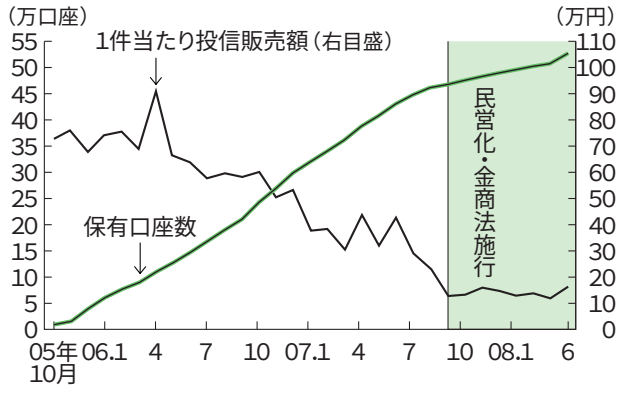

資料　ゆうちょ銀行，郵政公社の資料より作成
（注）　08年度から四半期ベースでの開示に変更。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

08年６月末には52.8万口座となったが，07年度下期の口座数増加は上期の10.8万口座から4.0万口座へ減少。08年度４～６月期も2.0万口座の増加にとどまり新規顧客の拡大ペースは鈍化している（第３図）。ただし，投信の自動積立申込みは，07年度中に7.2万件増え22.8万件となった。投信販売の営業基盤の拡大は着々と進んでいる。新たに始まった変額年金保険の販売を含め，郵便局の金融商品販売の営業力には，引き続き注目すべきだろう。

（注２）民営化後に，ゆうちょ銀行の貯金残高の計上方法が変更になった。連続性を確保するため総額では民営化前は「郵便貯金」に「振替貯金」を加え別段等その他の貯金を含まないベースで比較。また，民営化前は未払利子を元加したものを残高としていたが，民営化後は基本的に含まない。これにより前年差で６千億円程度の残高の下ブレ要因になっていると試算される。なお，08年度から貯金残高・投信販売の公表は月次から四半期に変更となった。

(2)　07年度決算（下期）の概況

５月20日に発表されたゆうちょ銀行の07年度決算は，民営化後半年間（07年10月～08年３月）のものである。

資金利益は，運用金利の高い預託金運用が減少する一方，支払貯金利子が増加したことで上半期に比べ200億円程度減少。役務取引等利益も，前述のように投信販売の大幅減少もあり，減益となった。なお，役務利益で大きいのは為替手数料の受取超過（353億円）である。その他業務利益の減益要因は債券売買益の減少（上期に比べ△3,380億円）が主因である。

営業経費が07年度上半期に比べ1,000億円程度増えたが，これは民営化に伴う消費税・印紙税の発生や預金保険料の支払によるものが大部分を占める。

本業の利益を示すコア業務純益は上半期に比べ△1,350億円程度の減益となっているが，前述のように民営化で新たに発生した営業経費の増加分を考慮すれば，減益幅は大幅に圧縮される。なお，有価証券の評価益増加は07年度末にかけての長期金利の低下に伴うものである（第２表）。

このほか，07年度の日本郵政（株）グループの決算で注目すべきは，郵便局（株）の利益が振るわないことである。営業収益（売上）が事業計画を△356億円も下回り，経費削減を進めたものの営業利益が75億円にとどまった(注３)（第３表）。これは，①前述の貯金・投信販売などの銀行代理業務の低調，②保険販売件数が上半期に比べ５割減少したこと，③郵便物取扱数の減少率拡大などの事業量の落ち込みが端的に業績に表れた。将来的には大都市中心部の局舎等の活用による不動産収益の大幅伸長が見込ま

第２表　ゆうちょ銀行の07年度決算の概要

（単位　億円）

	07年度下期（07.10～08.3）	07年度上期（07.4～07.9）
資金利益	8,702	8,910
役務取引等利益	499	516
その他業務利益等	△5	3,526
うち　債券売買損益	4	3,384
営業経費	6,178	5,175
業務純益	3,019	7,767
コア業務純益	3,029	4,383
経常利益	2,562	8,170
有価証券評価益	27,800	2,865
評価益率（%）	1.6	0.2

資料　日本郵政（株）IR資料より作成
（注）　コア業務純益＝業務純益－債券売買益＋一般貸倒引当金繰入

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表　郵便局（株）の07年度（下期）決算概要

（単位　億円）

	07年度下期	事業計画
営業収益	6,159	6,515
郵便窓口手数料	1,031	1,207
銀行代理手数料	3,010	3,057
生命保険手数料	2,079	2,170
その他手数料	38	81
営業原価	5,553	5,676
営業総利益	605	839
販売管理費	530	661
営業利益	75	178
営業外収益	185	149
営業外費用	75	87
経常利益	185	240

資料　日本郵政（株）HP資料より作成

れるが，簡易郵便局を含め郵便局ネットワーク維持のためのコスト増加(注4)や地方を中心に急速に進む高齢化・人口減少に伴う店舗経営の効率性低下も予想される。このため，郵便局（株）では窓口での事業量の拡大と効率性向上の両面の追求が課題となるが，将来的に郵便局網の維持とゆうちょ銀行などグループ事業運営会社の収益向上との間の背反関係が強まる懸念は大きい。

将来の郵便局網の維持の問題が意識されるなか，郵便局（株）は簡易郵便局運営を受託する民間企業等の募集活動に乗り出している。例えば，警備最大手のセコム（株）は「契約先の少ない過疎地の同社事業所の採算性向上」を念頭に銀行代理業を事業目的に加える定款変更を行い，簡易郵便局の運営受託を開始することを決めた。このような企業への委託は郵便局の全国ネットワークの維持義務(注5)のための対応として注目されるが，一方で郵便局への支払手数料等の引上げ等も求められており，全体的な効果の程度は不透明である。

（注3）郵便局（株）の07年度決算において，経常利益185億円に対し，税額が137億円と大きく（税率：74.5%）純利益が46億円となったのは，創立初年度の福利厚生費の損金不算入が多くなり法人税等の支払が多くなったことによる。

（注4）07年度に続き，08年８月から簡易郵便局の受託者の処遇改善のため，①固定部分の４割引上げや②従量制単価の引上げや手数料算定対象の拡大などを行う予定。

（注5）郵便局株式会社法第５条等に基づく，過疎地の市町村に１局以上の郵便局ネットワークの水準を維持する義務がある。過疎地の郵便局は20年２月現在7,349局。

2　ゆうちょ銀行のリテール業務

(1)　矢継ぎ早な規制緩和へ向けた動き

民営化後，日本郵政（株）グループは矢継ぎ早に新規業務参入の認可申請を行ってきた。

金融業務に限っても，07年10月４日のマーケット関連の運用対象の拡大の認可申請（12月19日認可）に始まり，11月26日の住宅ローン代理販売や本体クレジット・カード業務などの認可申請（08年４月18日認可），さらに08年４月１日には通常貯金（流動性貯金）の預入限度額撤廃の認可申請などを行った（第４表）。

現在，郵政民営化委員会の審議にかかっている「通常貯金の預入限度額撤廃」(注6)の案件は，定期性貯金・通常貯金を合算した預入限度額（1,000万円）自体の規制撤廃にも波及しかねない重要な問題である。前述申請案件の論点として，顧客の利便性向上は確かに重視すべき点である。しかし，政府の間接出資が残り，民間との完全なイコー

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4表　民営化後のゆうちょ銀行の規制緩和と各種キャンペーンの主な動き

日時	規制緩和の要求と審議・認可
07.10.4	金利スワップ，シンジケート・ローン，株式売買など運用対象の拡大を認可申請
07.11.26	住宅ローン代理販売，独自クレジット・カード業務，変額年金保険の販売を認可申請
07.12.19	主務省から金利スワップ，シンジケート・ローン，株式売買など運用対象の拡大の認可
08.4.1	通常貯金（流動性貯金）の預入限度額撤廃の申請
08.4.18	主務省から住宅ローン代理販売，独自クレジット・カード業務，変額年金保険の販売の認可
08.5.12	スルガ銀行の代理店（媒介）として住宅ローン，その他個人ローンの販売をゆうちょ銀行50店舗で開始
08.5.29	住友生命など4社の変額年金保険の販売をゆうちょ銀行（82店舗），郵便局（79局）で開始

実施期間	キャンペーン・サービス
07.10.10～11.9	民営化記念宝くじキャンペーン（定期貯金100万円につき預入期間3年未満:2000円相当，同3年以上:4000円相当の宝くじプレゼント）
07.12.3～12.28	金利優遇キャンペーン（新規定期貯金預入者に+0.2%金利上乗せ）
08.2.4～5.30	退職金キャンペーン（19年1月以降の退職者の取組定期貯金に+0.3%金利上乗せ）
08.3.3～3.31	「春のありがとうフェア」（郵便，貯金，保険の購入・サービス利用者に抽選でギフト等贈呈）
08.5.12～12.30	定額貯金10年満期到来者の100万円以上の再取組みについて，抽選で8,000名にギフトカード贈呈
08.6.2～8.1	預入金額50万円以上で，1年定期貯金:+0.2%金利上乗せ，3か月定期貯金:+0.5%金利上乗せ

資料　ゆうちょ銀行，郵政民営化委員会などの資料より作成

ル・フッティングが整ったとはいえない状況下で預入限度額を緩めることは，ゆうちょ銀行のバランス・シートの規模の適切性の問題を放置することになりかねない。

180兆円超という，ゆうちょ銀行の資金量はメガバンク最大の三菱東京UFJ銀行（単体）の資金量（08年３月末：107.3兆円）の1.7倍であり，業態としても信用金庫（同：113.7）やＪＡバンク（同：82.1兆円）を大きく上回る（第４図）。経営の自己責任が問われる単体の一般銀行となったゆうちょ銀行が，この資金量規模を維持したまま，収益力を伴った運用力を短期間に付けていくのは簡単なことでない。民間金融システムへの安定的着地に向け，サウンド・バンキングの観点に基づいて運用力の向上をはかること，そして運用力という「服」に「体」を合わせるべくバランス・シートの健全なスリム化と，経営の効率化を優先して考えるべきだろう。

また，政府の経営への関与権限があるとみられる間は，預金保険の保証上限（1,000万円）を超える部分に対する政府保証の「誤認」や「期待」も皆無とは考えにくい。完全民営化前のゆうちょ銀行において，資金運用モデルの構築途上で預入限度額の撤廃が行われれば，過剰な貯金吸収と国民経済的に非効率な資金運用を継続させることにつながりかねない。顧客の利便性向上に配慮しつつも，預入限度額の撤廃の議論は様々な観点から慎重に行われるべきであり，長期的展望を示すことが必要と考える。

なお，ゆうちょ銀行が認可を受けたマーケット運用での運用モデルとリスク管理体制がどのような進展をみせているかは，重要な経営課題であり大いに注目されるところであるが，開示情報の不足と紙幅の関係

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4図　銀行・協同組織金融機関の国内資金量（08年3月末）

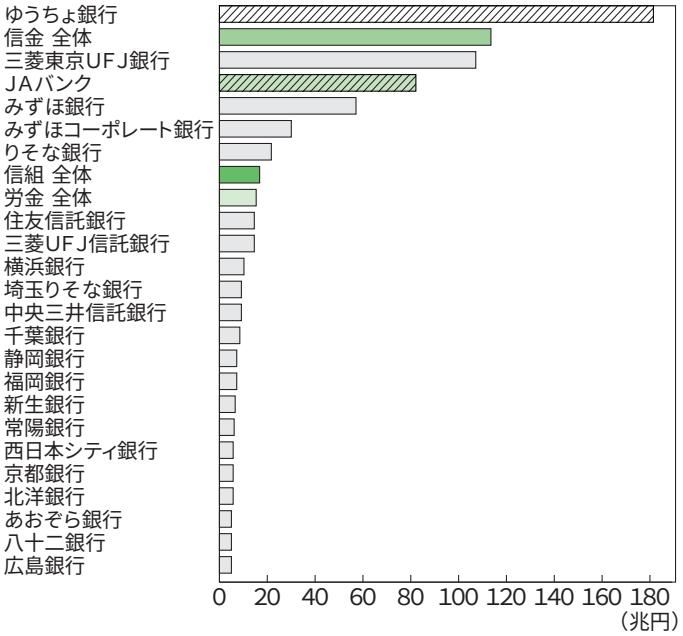

資料　日経Needs FQ（決算）データより作成
（注）1　銀行は単体。
　　2　資金量は預金合計＋債券＋譲渡性預金

から稿を改めたい。

（注6）郵政民営化委員会（08年４月９日開催）で，「給与・年金等の振込，電信振替，ゆうちょ銀行の利子等繰入，かんぽ生命の保険金払込みなどによる通常貯金の入金が顧客の管理できる範囲外で行われることも多い」ことを例にあげ，「決済サービスの拡充」をはかり顧客の利便性を向上させるうえで，通常貯金の限度額撤廃を求めている。委員からは定期性貯金との合算での限度額管理に関するコスト削減の問題に加え，顧客に減額出金の手間がかからないようにすることに理解の声があったものの，政府部内での検討をみながら慎重に調査審議を行うことが表明された。

⑵　積極的な営業姿勢とサービス向上策

ゆうちょ銀行は，貯金推進キャンペーンとして，07年10月の宝くじプレゼントに始まり，07年末のボーナス・シーズンには新規定期貯金預入者への初の金利上乗せキャンペーンを打った。それに続き，08年２月から５月まで退職者への金利上乗せキャンペーンが行われた。さらに，６月から８月までの予定で，預入金額50万円以上の定期貯金取組みに金利を上乗せするキャンペーンなどが進められている（前掲第４表）。

これらの動きは，ゆうちょ銀行が運用モデル構築の問題を脇において，貯金残高の維持・増強を重点課題としたことの表れと認識すべきだ。今後も定額貯金の商品性の有利さが発揮されるような金利局面となるまで，貯金流出を止めるための様々な手立て・キャンペーンが繰り返し打ち出されることとなろう。

その他のキャンペーンでは，ATMを利用した，ゆうちょ銀行・郵便局の口座間の送金手数料を無料とするサービスを行っている。また，民営化後の郵便局の店舗開店時間に基本的に変更はない（08年６月現在）が，ゆうちょ銀行は６月下旬からコールセンター受付時間の延長（午後９時まで）と土・日・休日の受付を始めるとともに，郵便局（株）も08年度事業計画で営業時間の延長や休日営業を行う方針を示している。

一方，民営化により分社化されたことに伴う問題も指摘される。ゆうちょ銀行など事業運営会社から郵便局への営業推進の指示浸透の遅れや意思疎通の低下が生じているといわれる一方，内部統制・コンプライアンス強化の対応で郵便局の現場が様々な難しさをかかえているという声も出ている。(注7)とはいえ，一般銀行として民間金融機

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

関と同じ金融庁の監督を受けるようになった以上，当局の検査結果をふまえ，ゆうちょ銀行と代理店である郵便局（株）が顧客保護のための一層のコンプライアンス態勢の強化を図っていくことは不可欠である。

（注７）郵便局長会の「郵便局長へのアンケート集計（08年４月公表）」には民営化後の現場の声が示されている。

⑶　ローン媒介等新規業務の課題

ゆうちょ銀行は，前述の認可を受け08年５月12日にスルガ銀行[注８]の住宅ローン等個人ローンの媒介（販売代理）業務を開始した。「媒介」業務は，ローン顧客の紹介・取次ぎであり，スルガ銀行が審査権限を持ち貸付勘定も同行に属するものだが，ゆうちょ銀行がローン営業の第一歩を踏み出したことは間違いない。

この住宅ローン媒介業務は，三大都市圏のゆうちょ銀行50支店(首都圏４都県：31店，東海３県：５店，近畿５府県：14店）で，スルガ銀行から各店舗窓口の営業担当者１名と本店営業支援の要員（10名）の合計60名の人材支援を受けてスタートした。同時に，共同出資の事務処理・コールセンター等の業務受託会社も設立した（第５図）。

住宅ローン媒介事業では，基本プラン（08年６月現在：３年固定金利3.75％，５年固定金利4.20％，変動金利2.75％）のほか，個人事業主や就業独身女性，中高年者，派遣・契約社員など通常の信用スコアリング・モデルでの機械的な自動審査を通りにくい人々を対象にセグメント（細分）化した商品を数多く品揃えしている。これをスルガ銀行は独自に開発した信用スコアリング・モデルによって自動審査する。ただし，今のところ競争条件についていえば，金利面ではメガバンクなどに比べても高く，また，ローン申込者への貸出承認の諾否は申込後３日程度を要するようである。これらのことから，決して競争力は強いとはいえない。08年度は住宅ローンだけで2,100億円の貸出実行を計画しているが，その成否は表面的な金利の割高感はあるにせよ，前述のようなセグメント化された住宅ローン商品の需要がどの程度あり，かつうまくマッチングできるかにかかっている。

ゆうちょ銀行は，この媒介業務を中期的には郵便局を含め1,000店舗まで拡大する計画である。都市地域への販売店舗の集中傾向は強いと思われるが，1,000店舗という総数規模は郵政公社時代の旧集配普通局

第５図　ゆうちょ銀行の住宅ローン媒介

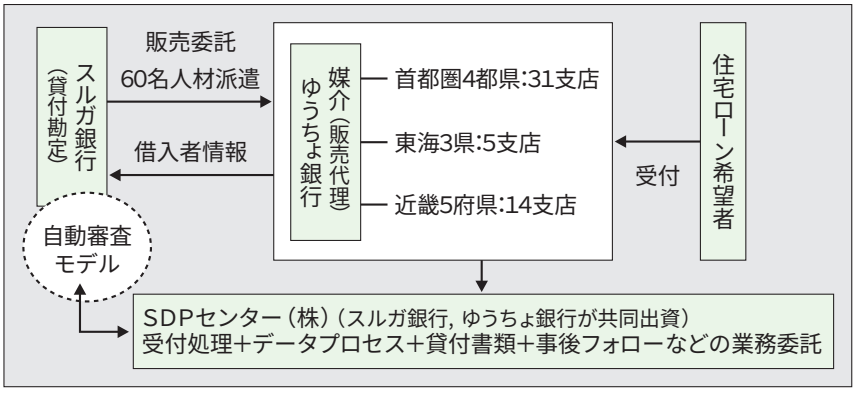

資料　スルガ銀行HPなどより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(1,250局）を２割下回る程度であり，かなりの「面」展開ということができよう。また，この媒介業務の営業推進のなかで，ローン見込み客をかかえる住宅販売業者等を訪問する「業者営業」も行われる模様である。

ゆうちょ銀行首脳は，早ければ09年度中にも自行の住宅ローン等販売を行いたいという意向を示している。個人ローン担当者の育成に加え，住宅ローンの債務保証や自動審査モデル，ローン事務処理の方法など詰めるべき課題も多いが，布石は打たれており，ゆうちょ銀行が自らの住宅ローン販売に踏み出す準備対応の動きには注目して行きたい。

このほか，独自発行するクレジット・カード「JP BANKカード」を08年５月１日に募集開始（ゆうちょ銀行店舗＋郵便局（株）直営局），５月29日には生保4社の変額年金保険の販売も開始した。

（注８）スルガ銀行は本店を静岡市に置き，07年度末預金量2.88兆円。08年５月現在の店舗数は126。静岡県（同80店），神奈川県（同36店）を中心に店舗展開し，リテール特化戦略で業容・業績を拡大。首都圏店舗の強化のほか，名古屋，札幌などの大都市マーケットへの進出，インターネット支店業務にも注力。ゆうちょ銀行との提携も「広域化戦略」の一環という説明。

３　地域金融の動向と地域金融機関の経営

(1)　地方銀行等のリテール業務実績

高齢化の進行や人口減少などの環境変化に伴い，今後リテール金融マーケットの成長は鈍化する。その一方で，ゆうちょ銀行は完全民営化に向け新規業務を展開していくと予想される。このような要因を前提とすれば，地域におけるリテール金融業務の競争がより厳しさを増していくことは間違いなく，着実な競争力強化に向けた取組みがさらに求められる。

前述のようなゆうちょ銀行の動向をふまえ，地域金融機関はすでに様々な業務展開の模索を進めている。次にこれらの動きを概観する。

リテール業務の主戦場ともいうべき住宅ローンでは，日銀統計によれば，銀行と信用金庫の07年度末の住宅ローン残高は前年比３％台の増加となった(注９)。改正建築基準法の施行（07年６月）に伴う混乱が残るとともに，分譲マンション等の販売価格の上昇に伴う購入の手控えも加わり，新規貸出の小幅減少が年度下期も続いたが，残高の伸びはまずまずの水準を持続している。個別にみると，①大都市圏を主力ないし準主力の営業地盤とし，②積極的な他県への拠点展開と住宅ローン商品の投入を行っている地方銀行で大きく伸びているところが多い。その一方，地方圏を地盤とする第二地銀には苦戦するところがみられるという対照性がある。伸びの差異は思いのほか大きいのが実情である（第６図）。

一方，個人預金の吸収も金融業態全般にわたり好調である。地域（県）別では大都市圏での伸びが大きく西高東低の傾向があるが，シティバンク銀行の邦銀化（07年７月）に伴うデータ集計上の影響を除いても，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第6図　地方銀行の住宅ローンの伸び（06～07年度）

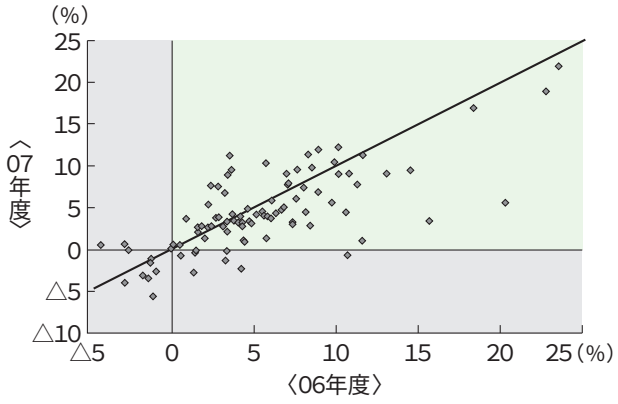

資料　日経Needs FQ（決算）データより作成
（注）　前年度比。

銀行全体の個人預金は08年に入って前年同期比３％台後半の増加が続いている。また，信用金庫も08年に入り３％台半ばの預金残高の伸びを持続している。

賃金が伸び悩む一方で石油製品や食料品などの必需的品目を中心に消費者物価が上昇しており，恒常的（定例的）な可処分所得と消費支出の差である家計黒字が貯蓄財源として拡大しているわけではない。しかし，①前述のようなゆうちょ銀行からの定期性貯金を中心とする高水準の流出の継続，②「団塊の世代」の退職金受取など一時所得の増加，③相場環境の悪化のもと安全運用指向が強まり金融商品の購入にブレーキがかかっていることなどが，個人預金の吸収の追い風として複合的に作用していると考えられる。これらの資金の流れを的確に捉え営業推進することが重要である。

（注９）自行ローンの証券化による影響を考慮していない数字である。また，賃貸住宅の個人業主貸付との振り替えの変動も一部ある。

(2)　最近のリテール業務強化のポイント

営業フロントへの人員シフトという大きな流れのなかで，地方銀行では住宅ローン推進体制の一段の強化が行われている。

その体制強化のポイントは，「ローン・センター」や「ローン・プラザ」（以下「センター」と総称する）と称する専担・特化（多くは貸付勘定を持たない）チャネルの増設である。センターは住宅ローンの対面相談の場であるとともに，ローン見込み客をかかえるハウスメーカー・工務店等の業者への訪問活動を行う「業者営業」の拠点でもある。

多くの地方銀行において，今やセンター等の専担チャネル経由の住宅ローン受付は，貸付実行の７～８割を占める。「業者営業」力が住宅ローン・シェアの勝敗を決するといっても過言でない。地区のローン需要を見極めながら配置の見直しを行い，潜在的ローン需要が見込める地区には積極的な増設をはかっている。業者営業を行う担当者の増員も行われており，各行の主要センター等の業者営業の担当者は一か所当たり７～８人は当たり前で，大規模なセンターでは12～13人というところもあるようだ。また，従来は置いていた貸付の書類受付・事務処理の機能を省いた小規模センターの形態で迅速な展開をはかる動きもみられる。

また，高齢化の進行のもと，拡大していくシニア層マーケットの顧客基盤を拡げ，その取引を深耕・強化していくことは，リテール業務推進の至上命題の一つとなって

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いる。

信用金庫などでは，年金受給の請求（裁定請求）の顧客サポートを通じ信用金庫に口座指定をしてもらい，会員組織への入会や特典サービスの付与などにより老後の継続的かつ総合的な金融取引につなげていく営業推進を行ってきた。

このような信用金庫の先行的な取組みに比べ，地方銀行の年金受給口座の獲得への注力は決して大きいものでなかった。しかし，近年は預金吸収の仕組みとしてだけでなく，金融商品販売などシニア層との取引深耕の入り口として経営戦略上の位置付けが高まっている。地方銀行でもシニア層向けの年金相談会の開催や会員組織の立ち上げ，特典の付与などの取組みが強化されている。その結果，例えば首都圏では08年３月末まで過去２年間に，横浜銀行は年金受給指定口座数を54万口座へ，千葉銀行は同じく36.5万口座へ，それぞれ13～15％大幅に増やしている。また，地方圏の地銀大手である八十二銀行も年金相談の開催場所の増加や休日相談の開始などを通じ，07年度に年金受給口座数を４％増やした。

シニア層向けリテール金融分野での競合は激しさを増している。しかし，木目細やかな顧客サービスをしっかり実行すれば，その結果として金融取引の成果（リターン）が得られやすく，経営資源の投入効率の良いリテール金融の分野といえよう。ゆうちょ銀行も06年度時点ですでに10.5百万の年金受給口座数を有しており，今後の動きが注目される。

⑶　増加する広域連携

人口減少と高齢化に伴いリテール金融市場は中期的に成長鈍化に向かう。特に地方ではシニア層向け取引など一部を除きリテール金融市場の縮小という事態さえ予想される。一方，株式上場・完全民営化に向け，ゆうちょ銀行はリテール業務の規制緩和を受け総合金融サービスの態勢を整えていくだろう。

このようななかで，リテール金融をめぐる地域内での金融機関競争が激化し，収益性の低下が懸念される。このため，システムの開発・維持や商品開発・広告の投資効率を上げていく必要性が今以上に高まることは間違いない。加えて，競争激化のなかで，顧客からはサービスのレベルアップを求められる。

以上のような将来を見越した動きが，地方銀行の広域連携の増加と拡大であろう。従来から隣接県域の地銀のＡＴＭ提携やシステムの共同開発・共同利用などはあったが，それらへの参加銀行が増加するとともに，ゆうちょ銀行のローン参入等を意識した住宅ローン共同研究会やリテール・マーケティング戦略の共同研究組織の立ち上げなどがみられる（第５表）。

また，直近では荘内銀行（本店：鶴岡市）と北都銀行（本店：秋田市）の県境を越えた合併合意にも注目が集まった。これは数年前からの不良債権処理のなかで経営体力を減退させた地方銀行が，経営規模・体力に優る地方銀行の資本参加を得る形で，県境を越えグループ形成する動きとは異な

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第5表　最近の地銀の提携動向

提携の内容		提携合意・開始年月	参加銀行
商品開発・マーケティング	地域金融マーケティング研究会	07.10	11行
	地銀リース業務研究会	08. 2	16行
	地銀住宅ローン共同研究会（幹事行:横浜, 千葉）	08. 5	55行
システム共同化	地銀共同センター10行＋横浜,北海道,北陸,京都,西日本シティ	07.10	15行
	日本ユニシス提供の勘定系システムパッケージの共通利用	07. 5	7行
	システム共同化・提携の「翼プロジェクト」	08. 3	5行

資料　横浜銀行等地銀HPより作成

る。このような将来の地域経済と営業地盤の変化を睨んだ，いわば「自主・選択」的な金融機関の再編は今後も出てこよう。10年後の導入を目指す「道州制」論議の帰趨によっては，行政の枠組み・範囲が変わるなかで，経済取引や人の流れも自ずと変わり，金融機関の営業基盤も変わることになる。

地域経済の変貌とリテール金融マーケットの成熟化のなかで，提供する金融サービスのレベルアップ継続と投資効率の向上の両面の追求が重要になっている。

おわりに

ゆうちょ銀行は民営化後，矢継ぎ早に規制緩和の申請を行うとともに，金利上乗せなどのキャンペーンを打ってきた。今後も自行のみならず郵便局（株）の収益を維持・強化することを目的に，住宅ローンの本体参入など業務範囲拡大の動きと積極的な貯金吸収や金融商品販売のキャンペーン活動を継続することが予想される。

ゆうちょ銀行がそのリテール・ビジネスモデルを全国の郵便局窓口のどの程度の範囲までに，かつどのようなペースで拡げるのかは不透明であるが，ゆうちょ銀行が郵便局ネットワークを通じ均質的な総合金融サービスを全国的に展開していくことにより，地域金融が影響を受けることは避けられない。加えて，顧客へ提供するリテール金融サービスの不断のレベルアップなど，競争条件は一段と厳しいものとなろう。

中期的に成熟化から縮小に向かうところも多くなる地域のリテール金融のマーケットにおいて，金融機関はコア顧客層の満足度を上げることとともに，住宅ローンなどで金融取引の一端をつかんだ新規顧客層の取引拡大のインセンティブをいかに高めていくかという，両面での推進活動がますます必要になると思われる。

＜参考文献＞

・高橋克英（2007）『最強という名の地方銀行』中央経済社
・地方銀行決算説明会資料（横浜銀行，スルガ銀行など）
・日本郵政（株）グループのホームページ（http://www.japanpost.jp/）
・郵政民営化委員会ホームページ（http://www.yuseimineika.go.jp/iinkai.html）
・渡部喜智（2007）「動き出したゆうちょ銀行の今後の事業展開をどう読むか」『近代セールス』11月１日号
・渡部喜智（2008）「民営化半年を経たゆうちょ銀行の現状」『金融市場』５月号

（調査第二部長

渡部喜智・わたなべのぶとも**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

経済社会構造の変化と最近の賃金動向

〔要　　旨〕

1　1990年前後のバブル崩壊後に日本経済は経済停滞に陥ったが，その過程で企業部門は「雇用・資本設備・負債」のいわゆる３つの過剰を抱え，企業業績は大きく圧迫された。そのため，それらの解消に迫られた企業は大胆なリストラに着手し，バランスシートの改善努力がなされた。その後，中国など新興国経済がめざましい発展を続けたことに下支えられたこともあり，02年以降日本経済は景気拡大局面をたどったが，就業者１人当たりの賃金はなかなか上昇せず，景気の成熟化が進んでいない。

2　90年代後半にかけて企業の雇用コストが高止まりをみせ，逆に，その後の景気拡大局面において賃金が上昇しなかったという現象は，団塊世代に代表される就労者の年齢構成の変化による影響を大きく受けたものと考える。その他，企業経営者の意識が，かつての「売上・シェア重視」から「利益率・効率性重視」にシフトし，株主価値の向上を目指すような施策を採るようになっていることも，雇用コストの抑制などにつながった可能性も指摘できる。

3　日本では既に人口減少が始まっており，団塊世代の多くが労働市場からリタイアした後，労働需給がかなり逼迫する可能性があり，それが賃金上昇をもたらしていくと予想される。実際に，パートタイム労働者の時間当たり賃金は上昇が続いているほか，新卒予定者の求人倍率は上昇し，若年齢層を中心に賃上げ圧力が強まりつつある。

4　近年，様々な格差が拡大傾向にあることに対する意識が強まっているが，労働市場においては正規従業員と非正規従業員との待遇格差の問題が指摘されることが多い。ワーク・ライフ・バランスの取れた社会を目指すためには，正規従業員の既得権益にも変更を迫る可能性もないわけではなく，その実現にはかなりの困難が予想されるが，中期的にみればそのような社会を実現することが日本経済全体の生産性向上につながるのであれば，その成果は就業者にも配分されていくことになるはずである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
——景気拡大の中、伸び悩み続けた賃金——
1　90年代以降の賃金動向の変化
⑴　最近の賃金の推移
⑵　日本の賃金体系の特徴
⑶　年功賃金の経済学的説明
⑷　緩やかになる年功賃金カーブ
2　最近の賃金低迷の背景
⑴　企業行動の変化
⑵　労働組合の賃金交渉力の低下
⑶　非正規従業員の増加
⑷　労働力人口の年齢構成の変化
⑸　デフレの長期化
⑹　要素価格均等化定理
⑺　今後の賃金動向について
おわりに
——今後の雇用システムへの展望——

はじめに
―景気拡大の中，伸び悩み続けた賃金―

原油など資源価格が高騰し，それが家計・企業のマインドを大きく悪化させている。最近では景気の雲行きもやや怪しくなるなど，2002年２月から始まった景気拡大局面も既に後退している，との意見も強まりつつある。今回の景気拡大は期間だけみれば戦後最長ではあるが，「企業から家計への波及」が遅々として進まなかったこともあり，国内需要の改善テンポが鈍く，その結果成熟度が高まらなかった。そのため，家計や中小企業ではなかなか景気が回復しているとの実感を抱くに至っていない。

その背景には，後述の通り，賃金が伸び悩み続けたということが大きく影響したのではないか，と思われる。また，バブル経済崩壊後に長らく続いた景気低迷期（以下「平成不況期」という）には，日本の雇用環境は大きく変貌し，日本的雇用慣行などに代表される雇用システムなどにも変化がみられた。ある国の経済パフォーマンスと経済システムに対する評価というのは，往々にして結び付けられることが多いが，80年代後半までの順調な経済成長を支えたと思われていたはずの経済システムが，その約10年後には日本経済再生の足かせになっていると断罪され，一層の雇用流動化や成果主義的な賃金体系の導入が望ましいなどと主張する意見が数多くみられた。

以下では，90年代以降の日本の雇用環境や雇用システムの変化を分析し，なぜ景気が拡大していたにもかかわらず，賃金が伸び悩み続けたのかを明らかにしたい。また，今後の雇用環境や賃金動向はどのように推移していくのかについても考えてみたい。

1　90年代以降の賃金動向の変化

⑴　最近の賃金の推移

まず，最近の賃金（月額平均）の動きを，厚生労働省「毎月勤労統計」の現金給与総額で見てみよう。なお，現金給与総額は，定期給与額と特別給与額から構成され，こ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

のうち前者は基本給などの所定内給与（毎月決められた給与）と所定外給与（残業手当）に分けられる。また，特別給与額とはボーナスなどのことである。

第１図によれば，現金給与総額は，2000年度，05年度と途中に前年比プラスに転じた年もあるものの，趨勢的には97年度（37万1,234円）をピークに年率△1.1％のペースで減少し続け，07年度（33万916円）に至っている。一般に，賃金には下方硬直性があると考えられてきたが，それを覆す動きが続いてきた。ちなみに，内訳をみると，定期給与が年率△0.7％，特別給与が同△3.0％の減少率となっており，特別給与の方が大きく減少している。

また，企業財務面からみても，人件費は総じて抑制されていることがわかる。第２図は，財務省「法人企業統計季報」における人件費（従業員給与＋役員給与）の推移であるが，90年代末から2000年代初頭にかけて人件費は減少し続けている。なお，04年あたりから人件費は前年比プラスで推移しているが，その要因を①人員（従業員数＋役員数），②１人当たり人件費，に分けてみると，もっぱら①の要因（人員増）によってもたらされており，②の１人当たり人件費にはまだ上昇傾向が根付いていない様子が見て取れる。

第1図　現金給与総額の推移

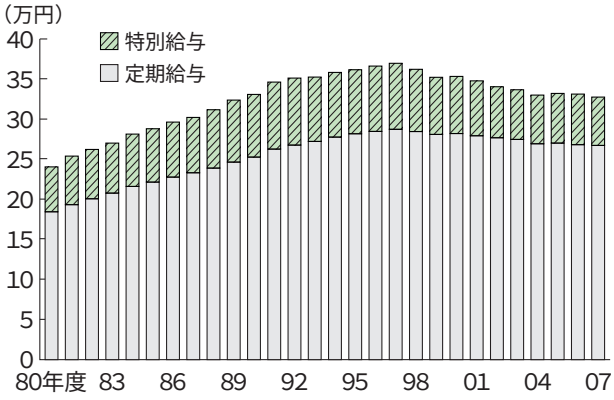

資料　厚生労働省「毎月勤労統計」

第2図　人件費の寄与度分解

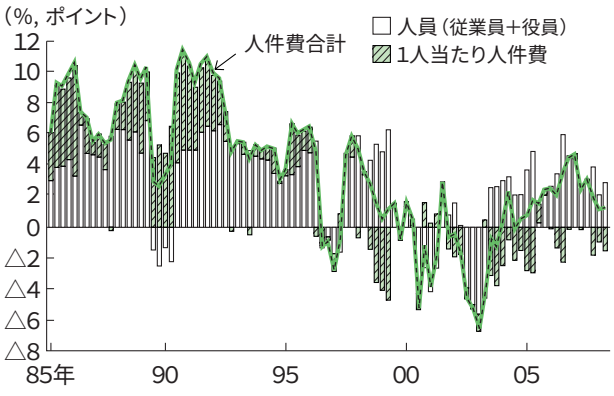

資料　財務省「法人企業統計季報」
（注）　人件費合計は前年比（%）。

⑵　日本の賃金体系の特徴

ここで，「日本的」な雇用システム，特に賃金体系について概説し，その特徴や合理性についてどのような理由付けがされてきたかを振り返ってみたい。

八代（1997）などによれば，「日本的雇用慣行」とは，①長期的な雇用保障，②年功的な昇進・賃金体系，③企業別組合，などとされている。これらに代表される雇用関係は，企業系列やメインバンク制などと並び，日本的な経済システムの一部を構成していると考えられてきた。もちろん，上述①～③の「特徴」は日本だけにしかみられないわけではなく，また，どちらかといえば大企業を中心に観察された雇用システムであると評価されるなど，「日本的」といえるほど

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

独特なものであったかについては議論の余地がある。最近では，こうした「日本的雇用慣行」については，企業による人的資本形成という経済合理的なメカニズムとしてとらえる見方が有力であるようだ。

ここで，本論文におけるテーマに関わりの深い年功的賃金の動向をみることにしたい。第３図は，年齢階層別の所定内賃金の動向を示したもので，年功賃金カーブ（もしくは賃金プロファイル）と呼ばれるものである。男性の年功賃金カーブは，「50～54歳」あたりまで上昇を描き，その後は低下に転じているが，女性の年功賃金カーブは男性のそれに比べればかなり緩やかであり，年功性が薄いといえる。また，ホワイトカラー・ブルーカラー労働者別にみても，日本ではホワイトカラーよりも度合いが小さいとはいえ，ブルーカラーにもある程度の年功性が存在するようだ（小池(2005)）。

一方，欧米諸国では，ホワイトカラー労働者についてはある程度年功賃金的な要素があるが，ブルーカラー労働者にはその要素はかなり小さく，職能的な賃金体系となっていると評価されている。

第３図　年功賃金カーブ（2007年）

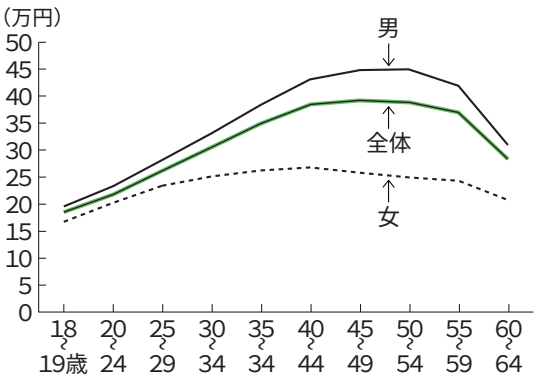

資料　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
（注）　決まって支給する現金給与額。

(3)　年功賃金の経済学的説明

基礎的なミクロ経済学の教科書では，企業は利潤最大化のために実質賃金と労働の限界価値生産性が等しくなるように雇用量を決定する，と教えている。つまり，企業は労働者に対して彼らの生産性に見合った実質賃金を支払っているはずである。それゆえ，年齢や勤続年数を問わず，同じ仕事を同じ時間でこなしているのであれば，支給される賃金も同じ金額でしかるべきであろう。

一方で，賃金と労働生産性は必ずしも見合っているわけではない。一般的には，年齢が若いうちは生産性を下回る賃金が支給されるが，経験を積むとともに生産性を上回る賃金が支給されると考えられており，退職一時金とともに「後払い賃金」を形成している。年功賃金カーブがこのような形状となっている理由として，経済学的には，①人的資本理論（年齢とともに技能を積んでいく），②インセンティブ仮説（若年時には労働生産性以下の賃金を支払うが，後でそれを埋め合わせるように生産性以上の賃金を支払うという雇用契約は雇用意欲を高める効果がある），③生活費保証仮説（賃金は労働者にとって必要な生活費によって決まるはずであり，生活費は年齢・勤続年数とともに上昇するので，賃金もまた必然的に上昇する），などがある。

このうち，③生活費保証仮説については，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

賃金は労働サービス提供の対価という本質とは相容れないものであるが，日本では賃金の一部として，家族手当，住宅手当など生活補助的な手当を支給するケースもあったのが実態である。ただし，日本でも，欧米流の職務を通じた貢献度をベースにしたクリーン・ウェイジへと移行するのが潮流となっている。

⑷　緩やかになる年功賃金カーブ

一方で，90年代以降，年功賃金カーブは年々緩やかになっていることも見て取れる（第４図）。この原因としては，就労者の年齢構成の変化，具体的には団塊世代の要因が大きいと思われる。一般的に，サラリーマンは年齢を重ね，経験を積むとともに，例えば，「主任→係長→課長→部長→・・・」といった具合に，役職についていくと考えられるが，こうした役職の数は供給が限られているため，人数が多い年齢層はポストが割り当てられない人も多い。そのため，他の世代と比較すると全体の給与水準が上昇しなかった可能性を指摘する意見もある。

第4図　90年代以降，フラット化した年功賃金カーブ

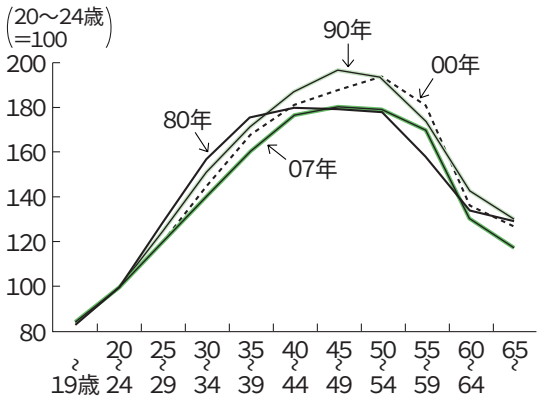

資料　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

さらに，後述するように，団塊世代が年功賃金カーブのちょうどピークである50歳前後に差し掛かった90年代後半にかけて，企業の雇用コスト負担が非常に高まったこともあり，なかば団塊世代をターゲットにしたような賃金圧縮努力（具体的には，成果主義賃金の導入，早期退職の敢行など）を行った可能性もあるだろう。

とはいえ，平成不況により最も悪影響を被った世代は，失業率の変化などをみても明らかなように若年齢層であり，団塊世代を含む中高年齢層はそれに比べれば被害は少なかったことは付け加えたい。

2　最近の賃金低迷の背景

前節では，最近の賃金動向についてみてきたが，以下では賃金が伸び悩んだ背景について考えてみたい。

⑴　企業行動の変化

バブル崩壊後の平成不況を通じて，付加価値生産セクターである企業部門の活力は失われた状態が続いた。80年代後半のバブル期に，今後とも年率５～６％の実質成長率が続くとの見通しの下，企業は人手不足感から雇用を増やし，また，エクイティファイナンスや銀行借入による積極的な資金調達で設備投資を行うなど，バランスシートを膨らませた。しかし，その後の平成不況下では「雇用・資本設備・負債」のいわ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ゆる３つの過剰が企業業績を圧迫し，それらを大幅に解消する必要に迫られた。これらを積極的にリストラしていったことを受けて，90年後半にかけて大きく悪化していた損益分岐点（対売上高）などの財務諸表は最近まで改善傾向がみられていた。

また，企業経営者の意識も大きく変化している。内閣府「企業行動に関するアンケート調査（2001年度）」によれば，企業経営者は財務面における経営目標として，従来は「売上高や利益の絶対額を重視」してきた割合（「どちらかといえば」も含む，以下同じ）が71.2％と大部分であったが，今後はそれらを重視していくとする割合が29.3％へ大幅に低下している。一方で，従来，「資本利益率や資本効率性を重視」してきたとする企業の割合は6.8％であったが，今後はそれらを重視していくとする割合は36.5％にまで大きく上昇している。

また，会社法の制定・施行などと相前後して，これまで軽視してきた株主（ストックホルダー）を重視し，株主資本利益率（ROE）の向上を通じた企業価値の最大化を目指す企業も増える傾向にある。買収に対する警戒感から，当面使うあてのない資金を手元に置いておくよりは，少しでも株価上昇につなげるべく，配当金を増やし，M&Aを積極的に行ったほか，資本利益率の上昇につながりやすい人件費抑制に努める企業は増加していると考えられる。実際に，日本の企業は2000年代に入ったあたりから，利益処分として急速に配当金にまわす割合が高まっている（第５図）。

第5図　配当率と配当金

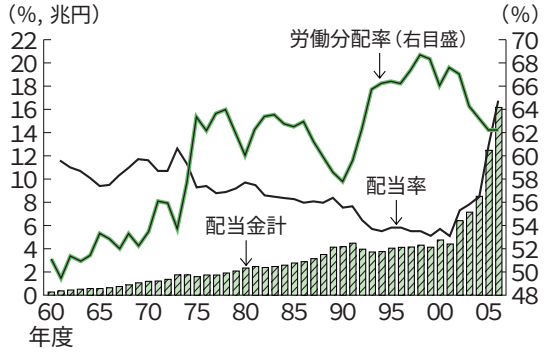

資料　財務省「法人企業統計年報」

第6図　総資本利益率（ROA）と労働分配率

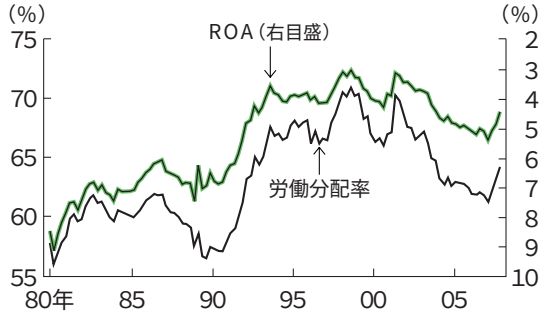

資料　財務省「法人企業統計季報」
（注）1　労働分配率＝人件費／（経常利益＋支払利息・割引料＋減価償却費＋人件費）
2　ROA＝（経常利益＋支払利息・割引料）×4／総資本（期初・期末の平均）

また，労働分配率の低下と総資本利益率（ROA）の低下が同時に起きたが，労働分配率（＝人件費／付加価値）の低下は資本分配率の上昇と同義であり，資本利益率が資本生産性と資本分配率の積であることを考慮すれば，資本分配率上昇が企業部門の利益率（もしくは付加価値率）を高めることにつながったという解釈が可能である（第６図）。

(2)　労働組合の賃金交渉力の低下

わが国の賃金交渉といえば，毎年３～４月ごろにベースアップを巡って行われる「春闘」が代表的であるが，このところは

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

低い妥結が余儀なくされている。このような背景には，労働組合自体が，「賃上げ」を重視するよりも「雇用確保」を重視してきたこともあると思われるが，近年進行する組合員の労働組合離れや20%を割った労働組合組織率なども影響している可能性がある（第７図）。このように，組織率が低下した背景としては，①産業構造の変化などにより，元来，組織率の高かった大企業製造業の雇用機会が縮小し，逆に低い産業（小売業，飲食店，サービス業など）に就労する労働者の比率が増えた，②パートタイム労働者など企業別組合の組織範囲外の労働者が増加した，③労働力人口の高齢化・高学歴化，企業の分社化などで，管理職・同相当職が増加した，などが指摘されている。

このような組織率低下や雇用確保を優先する労働組合側の姿勢が，賃金交渉力の低下につながり，賃金上昇率がなかなか高まらない原因と指摘することもできなくもない。後述するが，賃金交渉の際の参照指標として重視される物価上昇率が低位安定から下落へ転じるといったデフレ経済の影響

第７図　労働組合の推定組織率

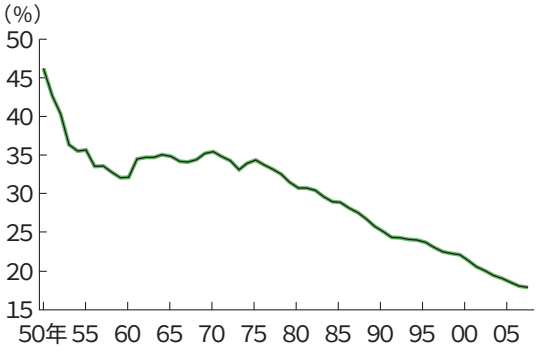

資料　厚生労働省「労働組合基礎調査」

を受けた面もあるだろう。しかし，97年ごろまで時間当たり賃金上昇率と労働生産性上昇率はほぼ見合っていたことを考慮すれば，この要因が大きな役割を果たしたとは言いがたい。

(3)　非正規従業員の増加

また，企業は高止まる労働コスト削減策の一つとして，低コストの労働力の活用や人件費の変動費化を促進した。総務省「労働力調査詳細結果」によれば，02年に雇用者（除く役員）の70.2%を占めていた正規の職員・従業員（以下「正規従業員」という）は07年には66.4%へ低下，代わってパート，派遣社員などの非正規従業員の割合が増加している（第１表）。同様に，厚生労働省「毎月勤労統計」では，90年には13.0%だったパートタイム労働者比率が07年には26.1%に上昇したことが見て取れる（第８図）。

企業は，正規従業員を雇用するに当たり，毎月の基本給のほか，諸手当，賞与，社会保険料負担などの法定福利，社宅・家賃補

第１表　高まる非正規従業員の比率

（単位　万人，%）

	02年		07年	
	人数	構成比	人数	構成比
雇用者数（役員を除く）	4,953	100.0	5,172	100.0
正規の職員・従業員	3,478	70.2	3,436	66.4
パート・アルバイト	1,071	21.6	1,159	22.4
パート	730	14.7	820	15.9
アルバイト	340	6.9	338	6.5
派遣社員	45	0.9	140	2.7
契約社員・嘱託	232	4.7	303	5.9
その他	127	2.6	135	2.6

資料　総務省「労働力調査詳細結果」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第8図　現金給与総額の変化と寄与度分解

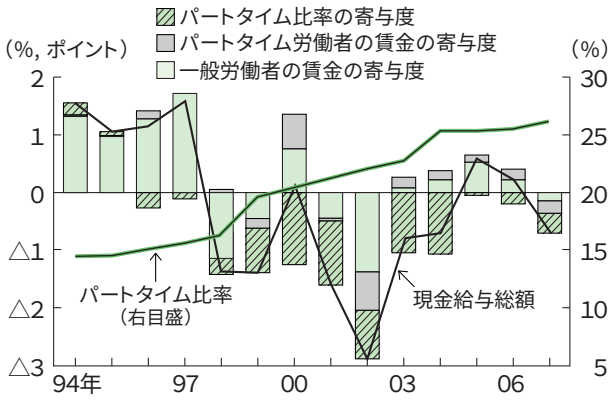

資料　厚生労働省「毎月勤労統計」
(注)　現金給与総額は前年比(%)。

助などの法定外福利のほか，教育訓練などの各種フリンジベネフィットも含めて，様々なコストが必要となる。一方，パート・アルバイトや派遣社員など非正規従業員の雇用は，正規従業員と比べてかなり雇用コストを抑えられる。

また，非正規従業員の活用は，単純な労働コスト削減のほかにも，様々なメリットがあったと思われる。正規従業員に対する雇用保障はとても手厚いため，一度，正規従業員として雇用したものは，よほどの理由がない限り解雇できない。そのため，景気変動や事業再編に伴ってスムーズな雇用調整を行うことができない。一方で，非正規従業員は，経営状況に応じてよりスムーズに人員数を変化させることが可能であるほか，派遣社員については，人件費を変動費としてカウントすることが可能となり，税負担なども削減することができる。

こうした低コストの非正規従業員を正規従業員に代替する格好で積極的に雇用したことが，2000年前後にかけて企業サイドからみれば人件費抑制に大きく貢献し，雇用者にとっては賃金の伸び悩みにつながった可能性が高いだろう（同第８図）。

(4)　労働力人口の年齢構成の変化

前節でもみたように，90年代後半にかけて企業の人件費負担が高まった原因として挙げられるのは，「団塊世代」が年功賃金カーブのピークである50歳前後に到達した影響も大きいだろう。第９図は，年齢階層別就業者数の推移を示しているが，団塊世代はその名が示す通り，絶対的人数が多いだけに，年功賃金の下では，彼らがどの程度の賃金水準であるのかは，企業の人件費負担に大きな影響を与えることは想像に難くない。一方，2000年代に入り，50歳台半ばに差し掛かった団塊世代の賃金水準は，年功賃金カーブの形状に従って，低下し始めた（前掲第３，４図）。

こうしたことが，90年代後半の人件費負担（もしくは労働分配率）の高止まり，そして最近の景気回復下における１人当たり

第9図　年齢階層別就業者数の動向

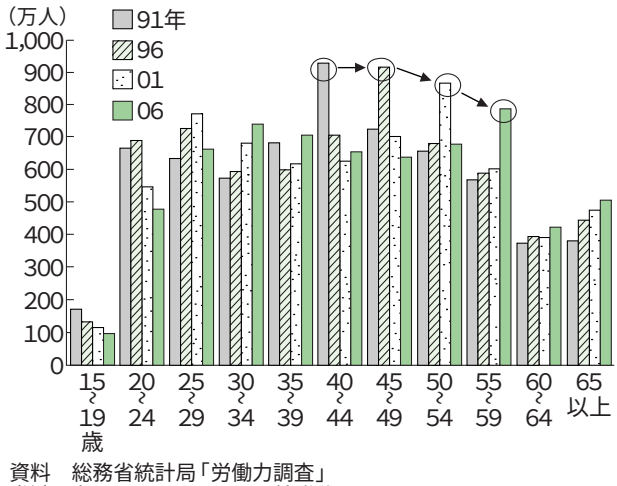

資料　総務省統計局「労働力調査」
(注)　丸で囲っているのは団塊世代(47～49年生まれ)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

人件費の低調さにつながった面もあると思われる。なお，70年代後半から80年代に進められた定年延長（55歳から60歳へ）の際，本来は年功賃金カーブのピークや形状を見直す必要性があったと思われるが，実際には，年功賃金カーブのピークは80年の「40～44歳」から90年の「45～49歳」へ単に後ずれし，かつ年功性も強まっている。平均５％台後半の経済成長率が続いたバブル経済の下，賃金体系を修正すべきとの企業側の意識が弱まった可能性もあり，それが90年代後半にかけて一気にしわ寄せがいったとみる向きもある。

⑸　デフレの長期化

南（2004c）は，景気回復にもかかわらず労働投入量（＝雇用者数×総労働時間）がそれほど増加しなかった結果，労働生産性（実質GDP／労働投入量）は上昇したが，賃金はそれを大きく下回る伸び率に抑制されたことを示し，このことがデフレを長引かせた原因となった可能性を指摘した。一方で，春闘などの賃金交渉の場では，消費者物価などの物価指標が参照されることも多く，物価動向に沿った妥結がされることが多い（第10図）。

第10図　消費者物価と春闘賃上げ率

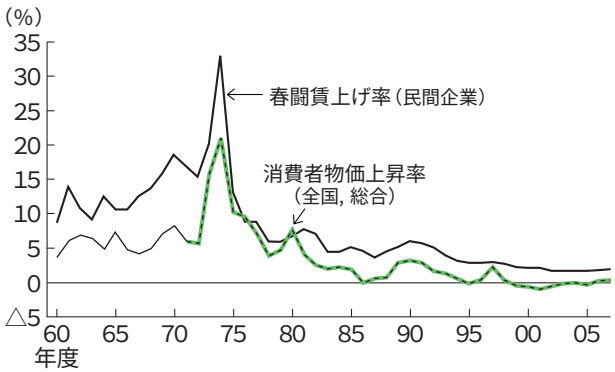

資料　厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」，総務省統計局「消費者物価指数統計」
（注）　70年度までの消費者物価上昇率は「帰属家賃を除く総合」を使用。

このように，賃金と物価との間には双方向的な因果関係があるものと思われる。ここで，「物価→賃金」のルートを重視するのであれば，90年代半ば以降に陥ったデフレ経済もまた，賃金低迷の原因として指摘できるが，デフレの長期化は「物価の番人」である日本銀行の金融政策運営の失敗による面が大きいと考えられる。

⑹　要素価格均等化定理

外国貿易理論には，「要素価格均等化定理」，つまり生産技術が同じであるなら，生産物が自由に貿易されることによって，貿易可能でない地価・賃金などの生産要素価格も国際価格に均等化するという考え方がある。つい最近まで，日本では，中国の「デフレの輸出」の影響を受けているとする説が根強い支持を受けており，日本の賃金水準が切り下がることで，中国のそれに接近していくという主張も散見された。しかし，最近では中国でも賃金上昇率が前年比20%前後まで継続的に高まり，インフレ圧力も高まっているほか，中国製品の輸入価格も04年以降は前年比プラスで推移するなど，このところ「デフレの輸出」を懸念する意見は弱まっている。また，日本と中国とでは経済発展段階が異なるなど，要素価格均等化定理の前提が成り立っているとは言いがたい。また，歴史的にも，発展段

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

階の高い国（このケースでは日本）の賃金だけが一方的に調整されることで発展段階の低い国（同じく中国）の賃金水準に近づく，ということが観察されたケースはほとんど皆無である。更に，日本の物価問題にとって問題なのは，他の先進国とは対照的にサービス価格がほとんど上昇しないことであることを考えれば，日本の物価・賃金動向が中国など海外要因に多大な影響を受けていると言うのは無理がある。もちろん，グローバル化の進展は，先進国・地域の未熟練労働者の賃金抑制に働いた面は否定できないが，後述の通り，賃金は国内の労働需給関係で決まることには変化はみられていないと思われる。

⑺　今後の賃金動向について

以上，2000年代に入ってからの景気回復局面で賃金が上がらなかった理由を探ってきたが，そもそも今回の景気の改善テンポが鈍かったということに加え，団塊世代の動向を中心とした就業者の年齢構成の変化，非正規従業員の増加など企業サイドの雇用コスト圧縮努力，さらには企業の経営効率向上努力などの影響が大きかったと考える。

最近，企業は団塊世代の退職後をにらんで新規卒業予定者の求人活動に力を入れ，手薄となった若年齢層の賃上げを手厚くするなど，その対応に追われている。急激な高齢化の進展を背景に，年金支給時期を段階的に65歳まで先延ばしすることに合わせて，雇用延長などを求めた改正高年齢者雇用安定法が06年４月から施行されたが，いずれは団塊世代の多くが労働市場から撤退することを見込めば，今後，急速に労働市場の需給が締まってくることは必至であろう。

なお，90年代後半以降のデフレ進行の下，短期のフィリップス曲線が平坦化（フラット化）したことが観察されたが，景気回復，つまりはマクロ的な需給ギャップの縮小を受けて，一時5.49％（02年８月）まで上昇した失業率は，07年以降は概ね４％以下に低下するなど，労働需給の改善もみられている。

なお，90年代後半以降の経済構造を前提とすれば，雇用ミスマッチからくる自然失業率（もしくは構造的失業率）は３％台前半から半ばにかけてと推測されるが，完全失業率と自然失業率との差である，いわば景気要因で発生している失業率（需要不足失業率）は今なお，賃金上昇率と密接な関係を保っていることから，完全失業率が３％台前半まで低下すれば，賃金上昇も前

第11図　現金給与総額と需要不足失業率

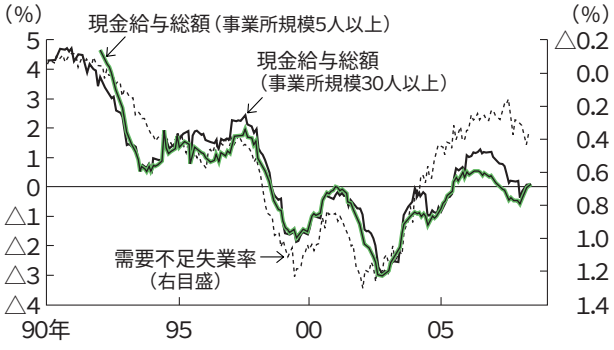

資料　厚生労働省「毎月勤労統計」「一般職業紹介状況」，総務省統計局「労働力調査」
(注)１　需要不足失業率は，厚生労働省『労働経済白書』を参考に，ベバリッジ曲線より推計。
２　現金給与総額は12ヶ月移動平均の前年比を用いた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

年比プラス傾向が強まっていく可能性が高いと思われる（第11図）。

おわりに
―今後の雇用システムへの展望―

長期的な雇用関係を背景とした日本的雇用慣行もしくは日本的な雇用システムにはある程度の合理性があったことを認めつつも，経済・社会構造の変化に伴い，日本の雇用システムも変わっていくべきだと主張する経済学者は少なくない。例えば，日本では解雇権濫用法理が判例によって形成されるなど，厳しい解雇法制を採用してきた歴史があるが，そうした国では雇用者の失業リスクは低いものの，企業が人を採用する際に抱えるリスクが逆に大きくなるために，雇用機会が損なわれているとのコンセンサスが経済学者の間で形成されつつあるといってもよいだろう。

一方，本来あってはならないはずのサービス残業が内部告発などで露見し，当該企業がその対応に迫られるなど，雇用の実態は被雇用者側に厳しい現実は残っている。先送りされたホワイトカラー・エグゼンプション（ホワイトカラー労働時間規制適用免除制度）を導入する素地はまだ整っていないと指摘する意見が多い。

この数年，「格差社会」の出現ということが国民的な関心事となっているが，2000年代半ば以降，小泉政権などが推進してきたいわゆる「構造改革路線」が遠因となった可能性のある事件が多々発生したほか，実際に所得・資産保有の状況について格差が広がったと感じる国民は増えている。もちろん，こうした格差拡大の原因を一連の規制緩和促進策や市場機能重視の経済政策だけに求めるべきではないが，既に存在し，かつ今後さらに広がっていく可能性が高い「格差」をある程度緩和させる必要性が高まってきていることは否定できない。

その一つの例として，本論文でも触れた正規・非正規従業員間の待遇格差問題があるだろう。非正規従業員の大部分は，家庭の主婦層で，かつ多くは「年収103万円の壁（所得税の配偶者控除）」や「年収130万円の壁（社会保険の被扶養認定）」の範囲内でしか働かないのが実態であろうが，一方で90年代半ばから2000年代初頭に社会人になった，いわゆる団塊ジュニア世代にもこうした非正規従業員として働いている，もしくは働くことを余儀なくされているケースも多いとされる。雇用面において，平成不況期の最大の被害者は，就労機会を奪われ，人的資本をうまく高められず，周りの正規従業員と同じように働いても，賃金水準を抑えられてしまう30歳前後の世代であり，今後はこの問題が一層表面化してくることが予想される。

08年４月からは改正パートタイム労働法が施行されたが，これは単に労働時間が短いだけで，実態は正規従業員と同じような職務についている非正規従業員（全体の５％程度）しか対象としていないが，最大のポイントはそのパートタイム従業員と正規従業員との差別待遇を禁止することであ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

った。これに先立ち，企業はそうしたパートタイム従業員を正規従業員として雇用する動きをみせるなど，同一の価値を持った仕事に対しては，同一の賃金を支払うという「同一価値労働同一賃金」の原則に沿った動きも散見された。こうした動きが更に広まれば，企業はこれまでのようにパートタイム比率を高めることで人件費を抑制することが困難になっていくだろう。もちろん，これと並行して正規従業員の既得権益的な待遇についても，何らかの変更を迫られる可能性もないわけではない。

とはいえ，企業は今後の人口減少社会を見据えて中期的な人材不足感を強く持っており，中長期的な競争力の維持・強化のためには，雇用条件を劣化させることはむしろ難しいのではないだろうか。今後のターゲットとなる出産・育児期を迎えた女性や高齢者が無理なく就業するためにはワーク・ライフ・バランスを意識した雇用システムを構築していく必要性がある。結果的に，そうした努力が日本経済全体の生産性向上につながり，それが最終的に賃金上昇につながっていくのであれば，正規従業員が得られるメリットも決して少なくはない。経済成長の「成果」を就業者がきちんと受け取れないような経済・社会は成長の持続可能性は低い。その持続可能性を高めていくためにも適正な配分が不可欠である。中長期的にみれば，就業者は労働生産性の上昇分を賃金として適正に受け取っていくものと思われる。

＜参考文献＞

・大竹文雄（2001）『雇用問題を考える』大阪大学出版会
・鍵山整充・太田滋（2006）『日本型賃金　その推移と展望　2006年版』白桃書房
・黒田祥子・山本勲（2006）『デフレ下の賃金変動』東京大学出版会
・玄田有史・中田喜文編（2002）『リストラと転職のメカニズム』東洋経済新報社
・玄田有史（2004）『ジョブ・クリエイション』日本経済新聞社
・小池和男（2005）『仕事の経済学　第３版』東洋経済新報社
・厚生労働省（2007）『労働経済白書』国立印刷局
・田中隆之（2002）『現代日本経済』日本評論社
・樋口美雄（2001）『人事経済学』生産性出版
・南武志（2004a）「低迷する労働力化率の背景」『金融市場』９月号
・南武志（2004b）「「団塊の世代」の退職と労働供給の変化」『金融市場』11月号
・南武志（2004c）「最近の労働生産性の動向について」『金融市場』12月号
・南武志（2007a）「デフレと日本経済」『総研レポート』19調二 №２
・南武志（2007b）「人口減少と経済成長」『農林金融』８月号
・八代尚宏（1997）『日本的雇用慣行の経済学』日本経済新聞社

（主任研究員　南　武志・みなみたけし**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

刊行のお知らせ

農林漁業金融統計2007

A4判，194頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD－ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3　TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2007年12月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

卸売市場改革への熱い思い

私は，研究者を目指して大学院に進学した直後から，恩師の先生のご示唆もあって，卸売市場問題に関心を持ち研究に取り組んできた。卸売市場とのお付合いは半世紀近くにも及ぶ。大学を退官して丸10年になるが，今も卸売市場問題に強い関心を抱き，細々ながら研究を続けている。この７月５日に東京農大で開催された「日本農業市場学会」に久し振りに出席する気持になったのは，シンポジウムのテーマが「卸売市場の転換と市場流通のゆくえ」であり，座長も４人の報告者及びその分担課題も魅力的だったからである。

殊に，日本全国のトップを走る青果卸売会社のトップの方のご報告は，示唆深い内容で，そのご報告が聞けただけでも学会に出て来た甲斐があったと，帰り仕度を始めたシンポの討論の終了間近かになって，座長から発言を求められる仕儀になった。

私はシンポ冒頭の座長解題に違和感を持っていたので，その点に関して二つの疑問を提起した。一つは，座長は今回の法制度改革を“コペルニクス的転回”と言われるが，そんな大改革だったのか，もう一つは今回の法制度改革に際して，「卸売市場の活性化・収益力強化策」(A)や卸売市場の「長期ビジョン」(B)が示されなかったのは問題だと言われるが，卸売市場業界に責任を持てる(A)や(B)を農水省や開設者が示せるのか，示せなくなったからこその改革ではないか，という趣旨の発言をした次第である。座長は，私の疑問に真摯に応えようとして下さったが，私にはほとんど理解できなかった。

昭和２年に京都市に日本第１号の中央卸売市場が開設されて以来，卸売市場は生鮮食料品流通の中核機構として極めて重要な役割を果してきた。日本は生鮮食料品の市場経由率が極めて高い世界に冠たる卸売市場流通大国である。

ところが近年，卸売市場はその将来に危険信号が灯るような三つの深刻な問題に直面するに至っている。一つは，市場経由率及び経由量が低下傾向に陥っていることであり，それは出荷者及び買受入(特に大口実需者)からみて卸売市場取引に不満が出てきていることにほかならない(卸売市場の機能不全問題)。二つは，市場経由量の低下が場内業者の経営収支の悪化につながってきていることであり(場内業者の経営不振問題)，さらにその三つは，そのことがまた，“開設者

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の市場会計の不健全問題”を生み出していることである。これらの諸問題が打開できなければ，卸売市場の将来展望は開けるはずがない。

取引ルールを事細かく法定するという世界に類例を見ない特異な法制度をベースに卸売市場行政を取り仕切ってきた農水省当局も，上記のような諸問題が深刻化してきた基本要因が，場内業者の私企業としての活性化を阻害する法制度にあることをようやく認識し，本格的な法制度の見直しに取り組んだ結果が，座長が“コペルニクス的転回”と呼んだ，「2004年改正」であった。

今回の，実質的には第１回目と言ってよい法改正が33年振りだったというのは，あまりに遅きに失しているのだが，農水省が３年以上もの歳月をかけ法制度の根幹をなす手数料制度の見直しにまで踏み込もうとしたことは注目されてよいし，それだけに，有効な法制度改革方向が打ち出されるものと期待して見守ってきた。

ところが，農水省は，肝心要の手数料制度の見直しを５年先(2009年４月)に先送りしただけではなく，誠に不可解な対応に出たのである。手数料制度は確かに各開設者の「業務規程」で定められているとは言え，これまでは国が必ず模範とすべき「業務規程」(案)を示し，各開設者をそれに従わせてきたにもかかわらず，今回は４つの見直し方向案を示しただけで，各開設者の独自の判断と決定に委ねてしまったことである。農水省が何故そんな対応を行ったのか，私は理解に苦しんでいるが，このことで手数料制度の抜本的見直しが頓挫し，現行手数料率の単なる再現になることは火を見るよりも明らかである。

卸売市場の法制度改革は，規制緩和の流れの中で考えるべきものではない。改革の目的は，国際的に見て極めて特異な日本の法制度を，自由な取引を基本とする欧米並みに近づけることでなければならない。それは，場内業者が私企業らしく創意工夫を凝らして活発な営業活動ができるようにすることであり，国と開設者による場内業者への過度な規制と指導(その裏に保護機能もあるのだが)の根拠となっている法制度の抜本見直しが急がれるのである。

卸売市場の抜本改革は，どうやら改めての仕切り直しが求められているようだ。

(京都大学名誉教授　(社)農業開発研修センター会長理事

藤谷築次・ふじたにちくじ**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

日本における投資信託の現状と今後の課題

――制度，商品構成の変化と投資者保護のあり方を中心に――

〔要　　旨〕

1　投資信託については，1990年代以降，投信委託業への外資系運用会社や銀行系，保険系子会社の参入が進み，98年の金融システム改革において銀行等の窓販や私募投信，会社型投信の認可，運用の外部委託の解禁等が行われ，さらに99～2000年にかけてファンド・オブ・ファンズの設定も可能となるなど，さまざまな制度改革が行われてきた。

こうした制度改革に加えて，国内の超低金利の長期化などもあり，比較的利回りの高い海外先進国の国債を中心に投資する毎月決算型のファンドや，BRICsなどの新興国を含む外国の株式に投資するファンドなどが増加し，投信純資産残高は，07年度末に106兆円に達するなどこの５年間で倍増している。

2　投資信託は，80年代までは本邦証券業界が提供する商品の一つといった性格のものであったが，上記のような制度改革等を経て，銀行系，保険系投信会社が設定するファンドや銀行等を通じた投信販売のシェアが大きく増加し，投信は銀行業や保険業等を含む金融業界共通の商品に変貌している。

また，外国証券を主たる運用対象とするファンドの増加にともない，運用の外部委託やファンド・オブ・ファンズ方式の利用が増えるなど，投信委託会社の事業内容にも変化が見られる。

3　投資信託の主要な投資者は個人であり，なかでも，50歳代以上の年齢層が多い。投信は株式と並ぶリスク商品であり，上記のような制度改革が行われる一方で，投資者保護規制も強化されてきた。投信法や金融商品取引法などにおいては，業者の顧客に対する忠実義務や利益相反行為の禁止，書面交付義務や適合性の原則などが規定され，実践されてきている。

4　投資信託は，グローバル化時代の個人の対外投資の手段として有力なものの一つである。今後投信がさらに成長していくためには，投信に対する信頼感向上に向けた努力が引き続きなされることや，投信商品に対する投資者の理解を深めるための投資者，業者双方の努力，手数料に関する負担感の軽減，投資者層のすそ野を広げるための金融投資教育の拡充などが課題であろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　投資信託の仕組みと法制度の変遷
⑴　投資信託の仕組み
⑵　投資信託をめぐる法制度の変遷
2　90年代以降の投資信託の構造変化
⑴　投資信託純資産残高の長期推移
⑵　株式投信の増加とその要因
⑶　90年代以降の構造変化の特徴
3　投資信託の投資者層の特徴と投資者保護
⑴　投資信託の投資者層の特徴
⑵　投資者保護ルールの進展
4　今後の課題

はじめに

近年，種々の金融商品のなかで，投資信託（以下固有名詞等を除き「投信」という）への資金流入が際立っている。投信への資金流入増加には，投信委託業への参入規制緩和や銀行等金融機関の投信窓販の認可などの制度改革に加えて，経済のグローバル化を背景にした運用環境の変化などの要因がある。

本稿は，こうした日本の投信について，制度改革や商品構成の変化，投資者保護規制の進展等を中心に考察するとともに，今後についての課題を整理したものである。

1　投資信託の仕組みと法制度の変遷

⑴　投資信託の仕組み

投信とは，投資者から集めた資金を，資産運用の専門家が証券や不動産などへ分散投資し，その成果を受益者である投資者に分配する仕組みである。投資者が拠出した資金は，販売会社である証券会社等を経由して，運用の専門家である投信委託会社によって運用されるが，資産の管理は，投信委託会社からの運用指図に基づいて，信託銀行によって行われる（第１図）。

投信委託会社は，自らを委託者とし信託銀行を受託者とする投資信託契約を締結し，信託契約の受益権を均等に分割した受益証券を発行するが，投資信託契約を締結する前に，投資信託約款を内閣総理大臣（その権限を委任された金融庁長官）に届け出る必要がある。こうした仕組みによる投信が契約型投信である。日本では，受益証券を不特定多数に販売する契約型公募投信が主流であるが，特定少数を対象とする私募投信が98年に認められ，その後残高も順調に増えている。

契約型投信に対して，資産運用を目的とする投資法人（投資会社）を設立し，投資法人が発行する投資証券によって投資者から資金を集めて，運用成果を投資者に分配する仕組みをとるものが会社型投信である。会社型投信も，上記の私募投信と同様に98年の投信法改正によって認められた。(注１)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　契約型投資信託のスキーム

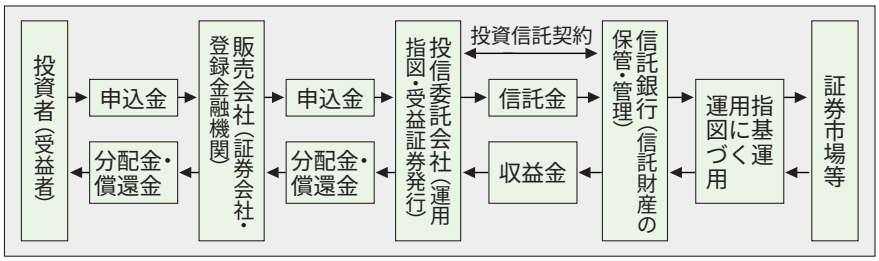

資料　日本投資信託制度研究所編著（1997）『投信窓販ハンドブック』20頁などを参考にして作成

投信は，資金の運用対象によって，証券を対象とする証券投信や不動産を対象とする不動産投信などに分けられる。契約型証券投信には，株式を運用対象に含む株式投信，株式を含まず公社債などで運用する公社債投信，公社債投信の一つであるが主として短期金融商品に投資をするＭＭＦ（Money Management Fund）がある(注２)。なお，会社型投信についても，証券を運用対象とする証券投資法人や不動産を対象とする不動産投資法人などがあるが，大半が不動産投資法人（REIT）である。

投信の運用資産は，運用方針に基づいて投信委託会社により運用されるが，資産は日々時価評価される。時価評価された運用資産残高から未払収益分配金などの負債残高を控除したものが純資産残高であり，これを受益権の総口数（受益証券の発行数）で割ったものが基準価額である。基準価額は追加設定や解約の際の計算価格となる。

（注１）世界的にみると，世界最大の投信市場を持つ米国では会社型投信が主流である。英国，ドイツ，フランスなどの欧州主要国は，日本と同様に契約型投信が主流であるが，これらの国でも，近年，会社型投信が増える傾向にある。

（注２）株式投信や公社債投信において，投信設定後追加設定が可能なものが追加型（オープン型）であり，追加設定が認められないものが単位型（ユニット型）である。解約は両者とも可能であるが，単位型では一定の制限を設けているものが多い。90年代前半までは単位型が多かったが，90年代後半以降追加型が主流となっている。ＭＭＦは追加型投信に属する。

⑵　投資信託をめぐる法制度の変遷

現在，投信の設定等を規制するのは，「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という）である。また，投信商品は，「金融商品取引法」（以下「金商法」という）に定める有価証券の一つであり，運用業者である投信委託会社や，販売業者である証券会社や登録金融機関（銀行や協同組織金融機関など）は金商法の規制を受ける。このほかに，販売業者にかかる「金融商品の販売等に関する法律」（以下「金融商品販売法」という）や投資信託協会の自主ルールによる規制がある。

戦後の日本の投信は，51年制定の「証券投資信託法」（2000年に投信法に名称変更）に基づいてスタートしたが，当時，投信委託業務は証券会社の兼営であった。60年に投信委託会社が分離独立したが，基本的には，証券会社のグループ会社の一員であり，親会社の強い影響下にあった。こうした状況が大きく変化したのは90年代になってからである。

90年に，それまで本邦証券会社の子会社に限られていた投信委託業への外資系運用会社の参入が認められ，93年には銀行業や

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

保険業など証券業以外の業態の子会社の参入も認められた。さらに，95年に投資顧問業（投資一任業務）と投信委託業の併営が認められると，国内の各業態や外資系などからの投信委託業への参入が一段と進むこととなった。しかし，この段階でも投信商品の販売は証券会社に事実上依存していたため，証券会社の影響力は依然大きかった。

日本版ビッグバンの一環としての98年の金融システム改革法の成立は，投信商品の位置づけを大きく変えるものとなった。まず，投信委託会社の設立は免許制から認可制へ移行し，販売業者として銀行などの金融機関や保険会社などが新たに認められた。また，前記のように，私募投信や会社型投信が新設され，証券総合口座の開設（当時は受け皿口座としてMMFを利用）も可能となった。さらに，委託会社における運用指図の外部委託が解禁され，99年から2000年にかけて投資信託協会の自主ルールが変更され，他の投信に投資するファンド・オブ・ファンズの設定も可能となった。

01年にはREIT（不動産投信）やETF（現物出資型株価指数投信）が開始され，投信が運用手段の一つとなる確定拠出年金制度もスタートした。2000年の投信法改正では，委託会社の各種禁止行為などを定めた受託者責任規定が設けられたが，これらは大部分が07年施行の金商法に引き継がれた。また，金商法では，投信委託会社の設立が認可制から届出制に移行される一方で，投資者保護のための業者規制が強化された（第１表）。

第1表　投資信託に関する主要な制度改革

年次	内　　容
1951年	証券投資信託法施行
60	投信委託会社が証券会社から分離独立
67	証券投信法一部改正 ・委託会社の受益者に対する忠実義務規定 ・ファミリー・ファンド制度の導入等
72	外国籍投信の国内販売認可
90	外資系運用会社の投信委託業務参入
93	銀行，生保等金融機関系の投信委託業務参入
94	運用規制緩和（デリバティブ取引等）， ディスクロージャー充実などの投信改革
95	投信委託業務と投資一任業務の併営認可
98	金融システム改革法施行 ・委託会社が免許制から認可制に移行 ・銀行，生保等金融機関の投信窓販認可 ・私募投信，会社型投信の導入 ・投信の運用指図の外部委託解禁
99～2000	ファンド・オブ・ファンズの解禁
00	投信法における受託者責任規定
01	REIT，ETF設定開始 確定拠出年金法施行
05	日本郵政公社投信窓販開始
07	金融商品取引法施行 ・投信委託会社が認可制から届出制に移行 ・投資者保護規定の強化

資料　投資信託協会資料などを参考にして作成

2　90年代以降の投資信託の構造変化

(1)　投資信託純資産残高の長期推移

日本で設定された投信の純資産残高を長期的にみたものが第２図である。純資産残高は，80年代後半に公募株式投信を中心に急増し，バブル崩壊により89年をピークに90，91年にかけて減少した後は，02年ごろまでほぼ横ばいで推移した。この間，92年から97年にかけては，公募株式投信が大き

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　日本の投資信託純資産残高の推移

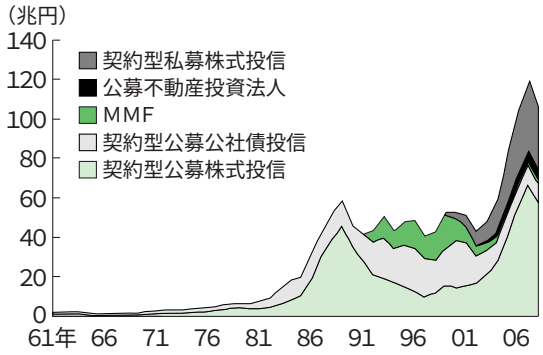

資料　投資信託協会『投資信託』
(注)1　08年のみ3月末，その他は12月末。
2　上図の区分以外に，契約型私募公社債投信，公募・私募証券投資法人が存在するが，残高が小さいため，上図では表示されていない。

く減少したが，公募公社債投信の増加や92年にスタートしたMMFの増加がこれを補った。

一方，98年から02年にかけては，公募株式投信が2000年にやや減少したものの総じて増加傾向となり，99年にスタートした私募投信も増加したが，MMFが大きく減少したため，全体の残高は横ばいで推移した。MMFの減少は，当時発生したエンロン事件によってMMFの元本割れが生じ，資金流出が増加したためである。

投信純資産残高が本格的に増加に転じたのは03年以降である。この時期には公募公社債投信やMMFは減少したが，公募株式投信の大幅増加が投信全体の増加を牽引し，また，私募投信も株式投信を中心に増加した。純資産残高の増加は，04～07年前半に大きかったが，サブプライムローン問題の影響もあり07年10月末をピークに直近では減少している。

08年３月末の投信純資産残高は106兆円に達しており，バブル期の89年12月末と比べて倍近くの水準にある。このうち，契約型公募株式投信が58兆円と過半を占め，契約型公募公社債投信とMMFは合計して12兆円であり，公募不動産投資法人が４兆円程度，契約型私募株式投信が32兆円の残高となっている。なお，公募私募合計した株式投信の残高は89兆円であり，投信全体の84％を占める。(注３)

以上は日本で設定された投信の純資産残高であるが，このほか外国で設定され日本で販売された投信（以下「外国籍投信」という）がある。外国籍投信は，ルクセンブルグやケイマン諸島などのタックスヘイブン地域で設定され，海外の有力運用会社によって運用されるものが多い。後記のように，日本の投信でも外国債券や外国株式を中心に運用するものが増えており，こうした動きとともに外国籍投信の保有も増え，第３図のように，08年３月末残高は債券型を中心に７兆円程度の水準にある（日本の投信と合計すると113兆円程度となる）。

（注３）株式投信は，投資信託約款で定める投資対象に株式を含むものをいい，株式への投資がわずかで大半が債券等へ投資するものであっても，株式投信に含まれる。

第3図　外国籍投信の純資産残高

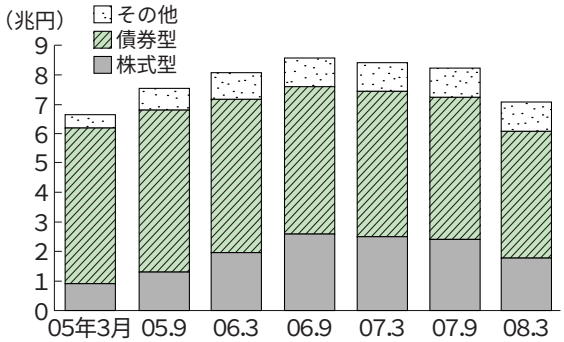

資料　日本証券業協会「公募外国投資信託証券の状況」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

⑵　株式投信の増加とその要因

日本で設定された投信についてみると，バブル崩壊後は，株価低迷などを背景に公募株式投信の純資産残高は減少傾向にあったが，前記のように，98年以降は2000年にやや減少したものの総じて増加傾向となった。90年代後半以降の公募株式投信の純資産残高の増減を純資金流入部分と運用等増減部分に分けてみたのが第４図である。純資金流入額は98年以降プラスが続いたが，99～2000年には株価上昇が追い風となった。一方，01～02年には株価下落にも関わらず純資金流入額が増加したが，当時は国内金利が超低金利状態にあったことから，比較的金利が高く信用リスクの小さい海外先進国の国債を中心に分散投資する毎月決算型ファンド（毎月分配型を含む(注４)）などへの資金流入が増えたためである。

公募株式投信の純資金流入額は04年から急増したが，その大部分を占める追加型株式投信についてみたのが第５図である（商品分類は投資信託協会による）。04～05年にはバランス型やファンド・オブ・ファンズへの資金流入が増えている。バランス型は，約款上の株式組入限度が70％未満で，株式・公社債等のバランス運用あるいは公社債中心の運用を行うファンドである。前記の海外先進国の国債などを中心に運用する毎月決算型ファンドなどがこれに含まれる。ファンド・オブ・ファンズは，他の投信に投資するファンドであり，分散投資効果（運用会社を分散）や運用の効率性向上などに狙いがあるが，投資対象となる投信は，海外で証券運用を行う外国投信や海外REITなどが多かった。

06～07年の時期には，国際株式型の増加やファンド・オブ・ファンズのさらに一段の増加がみられた。国際株式型は，約款上の株式組入限度が70％以上で主として外国

第５図　追加型株式投信の資金流入額

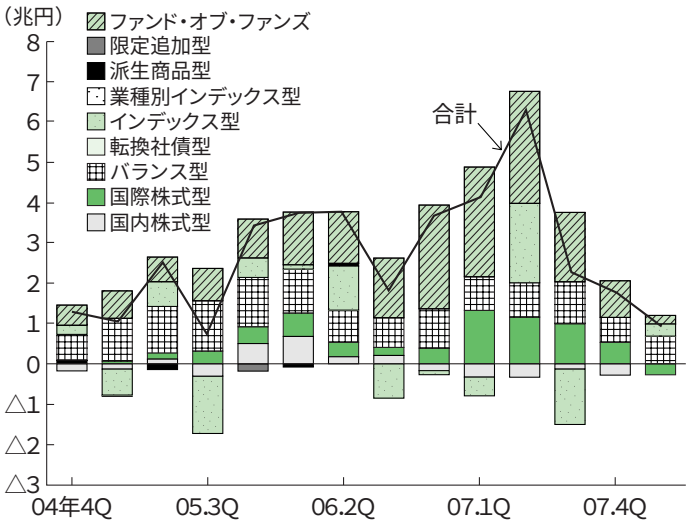

資料　投資信託協会『投資信託』

第４図　公募株式投信の純資産増減と株価の推移

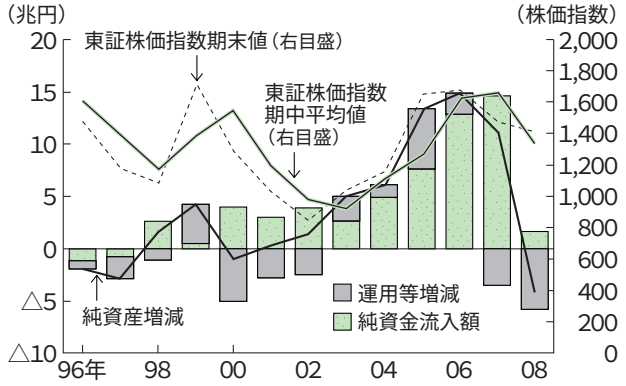

資料　投資信託協会『投資信託』
（注）１　純資産増減＝純資金流入額＋運用等増減
　　２　純資金流入額＝設定額－解約額－償還額
　　３　96～07年は年間実績，08年は1～5月実績。
　　４　株価は東証株価指数を用いているが，NYダウなど海外の株価も方向性はほぼ同じである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の株式に投資するファンドであり，BRICsに代表される新興国の株式に投資するものなどが増加した。ファンド・オブ・ファンズの増加は，引き続き，外国投信や海外REITなどに分散投資するものが多かった。(注5)

なお，残高は小さいが，独立系のベンチャービジネスなどが，ファンド・オブ・ファンズを利用して，独自の投資方針に基づいたファンドを組成する事例などもでてきている。(注6)

04年から07年にかけて資金流入額が大きかったバランス型ファンドや国際株式型ファンドは，外国債券や外国株式を主たる運用対象としているが，これらのファンドを設定する投信委託会社では，外国証券の運用をその分野で運用ノウハウが豊富な外資系運用会社に再委託するケースが多い。こうした外部委託ファンドの広がりや，他の投信で運用するファンド・オブ・ファンズの増加は，投信委託会社のビジネスモデルにも影響を与えつつあり，たとえば，運用の中核的部分は外部委託し，営業の主体を投信全体の管理や販売を行う登録金融機関へのセールス活動や投資セミナーの開催などに注力するような動きもみられる。

一方，90年代以降新たに参入した外資系運用会社や銀行系，保険系投信委託業者は，自ら販売力を持たなかったため，98年に銀行等の登録金融機関による窓販が認可されると，これらの登録金融機関を通じた投信販売が大きく増えることとなった。第６図は販売態別の契約型投信純資産残高の推移であるが，銀行等の登録金融機関が販売した投信の純資産残高は急速に伸張し，08年３月末でのシェアは52%に達している。登録金融機関が取り扱う投信商品は株式投信のシェアが圧倒的に大きい。

第6図　契約型投資信託の販売態別純資産残高

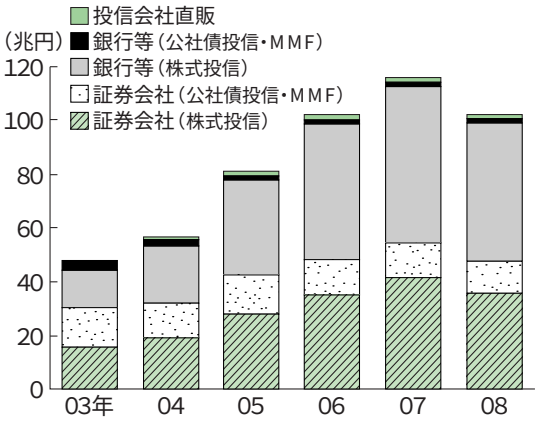

資料　投資信託協会『投資信託』
(注)1　契約型公募，私募投信の合計。
2　投信会社直販は合計値のみ表示。
3　銀行等にゆうちょ銀行は含めていない。
4　03～07年は12月末，08年は3月末。

（注４）この代表的なものとして，国際投信投資顧問（株）が設定したグローバル・ソブリン・オープン（略称グロソブ）がある。グロソブは08年３月末純資産残高が５兆円を超えており，日本で設定された投信では最大のファンドに成長している。

（注５）この時期に資金流入額が大きく増加したファンド・オブ・ファンズとして，ピクテ投信投資顧問（株）が設定したピクテ・グローバル・インカム株式ファンド（毎月分配型）がある。これは電力・ガス・水道などの世界の高配当の公益企業株で運用するファンドに投資するもので，08年３月末の純資産残高は２兆円を超え，前記のグロソブに次ぐ規模のファンドとなっている。

（注６）たとえば，浪花おふくろ投信（株）が設定した「浪花おふくろファンド」や，楽知ん投信（株）が設定した「らくちんファンド」などがある。いずれも，長期投資をコンセプトとするファンドである。なお，ファンド・オブ・ファンズではないが，さわかみ投信（株）が設定する「さわかみファンド」も，こうした性格のものとして位置づけられよう。

(3)　90年代以降の構造変化の特徴

前項までにみたように，日本の投信は，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

90年代以降，特に，ビッグバン以降大きく変化してきた。これまでの変化の特徴として，次の３点をあげることができる。

第一は，投信商品が，証券業だけでなく銀行業や保険業等を含む金融業界共通の金融商品としての意味合いを持ってきたことである。投信商品は80年代までは本邦証券業界が提供する商品の一つといった性格のものであったが，93年以降，投信委託業に銀行業や保険業等からの進出が可能となり，これらの系列会社の設定するファンドが増えた。また，98年に銀行等による投信販売が認可されると，これらの登録金融機関を通じた投信販売が急増し，そのシェアは過半を超えるに至っている。

第二は，外債ファンドや外国株ファンドなどのように外国証券を中心に運用する商品が増加し，投信が個人の対外投資の手段としての位置づけを増してきたことである。少子高齢化の進展や人口減少社会の到来で，日本経済の成長力は低下し，超低金利状態が長引いている。個人が運用資産の投資効率の向上を図るには，海外の高成長地域の活力を取り込んでいく必要があるが，個人が自ら外国の特定銘柄の債券や株式を購入し運用することは現実的には難しい。これらを運用対象とする投信商品であれば，投資も比較的容易となる。実際に，前記のように，海外先進国の国債に分散投資するファンドや，BRICsなどの新興国株式に投資するファンドへの投資が増えている。

第三は，運用の外部委託やファンド・オブ・ファンズの解禁により，投信商品の設定の幅が広がり商品の多様化が進んできたことである。これまで述べてきたように，2000年代には外国債券や外国株式で運用するファンドが増えたが，これらの投信商品の設定は国内投信委託会社が行ったものであっても，外国証券の運用は外資系運用会社に再委託される場合が多い。また，ファンド・オブ・ファンズ方式により，一定のコンセプトのもとに内外のさまざまなファンドを組み合わせた投信を設計することも可能となっている。投信商品の多様化は，前記のように投信委託会社の事業内容にも影響を及ぼす一方で，投資者にとっては，個別の投信商品の内容をより深く理解する必要性を高めているものといえよう。

3　投資信託の投資者層の特徴と投資者保護

(1)　投資信託の投資者層の特徴

投信とは，株式や債券などへの分散投資を専門家に委託して行うものであり，投信の投資者は大半が個人である（第７図）。日銀「資金循環勘定」によれば，08年３月末時点の個人金融資産残高に占める投信のシェアは4.7％である。預貯金や保険商品に比べればシェアは低いが，５年前（03年３月末シェア2.0％）と比較すると倍以上に上昇している。

投資者が資産運用を専門家に委託するにはコストがかかり，投資者は委託会社や信託銀行に支払う信託報酬や販売業者に支払

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

う販売手数料などを負担する。資金運用を専門的に行う機関投資家であれば，自ら内外の株式や債券に投資し，ポートフォリオを構築すればよく，投信を購入する必要性は薄い。したがって資金運用のノウハウや資金運用に費やす時間が乏しい個人が投信を購入することになる。なお，第７図において，近年，保険会社の投信保有残高が増加しているが，これは変額年金保険の資金運用として私募投信の利用が増えていることなどを反映したものである。

第７図　投資信託の保有者別残高

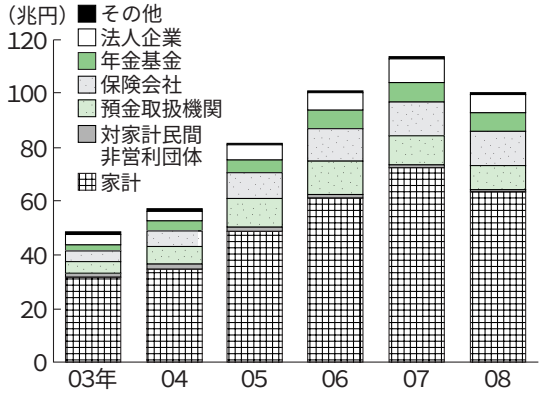

資料　日本銀行「資金循環勘定」
（注）　03～07年は12月末，08年は3月末。

第２表　個人保有投資信託の年齢構成と保有内容

（単位　%）

年齢層	年齢別保有シェア	保有内容				
		株式投信	公社債投信	外国籍投信	不動産投信	ETF
20代	6.5	30.0	40.0	10.0	20.0	－
30代	11.8	50.0	44.4	44.4	5.6	11.1
40代	13.7	38.1	28.6	33.3	9.5	9.5
50代	26.8	63.4	48.8	39.0	24.4	7.3
60代	27.5	59.5	26.2	21.4	11.9	2.4
70代	13.7	76.2	38.1	28.6	28.6	9.5
全体	100.0	56.9	37.3	30.7	17.0	6.5

資料　投資信託協会『投資信託に関するアンケート調査報告書』（2007年11月）
（注）　保有内容のシェアは重複回答があるため，合計が100%にならない。

個人の投信保有についてみると，比較的年齢の高い層が保有する割合が大きい。投資信託協会が行ったアンケート調査（第２表）では，年齢層50歳代以上で投信の約７割が保有されている。総務省の「家計調査」や貯蓄中央委員会の「貯蓄に関する世論調査」などにおいても，ほぼ同様の結果がでている。投信の保有が比較的年齢の高い層に偏っているのは，20～40歳代では，子育てや住宅ローンの返済などにより家計の余裕資金が乏しく，投信の購入までには資金が回らないためとみられる。

投信保有者全体の保有内容についてみると，株式投信の保有が56.9%と過半を占め，年代別では高齢層の保有が多い。公社債投信の保有は37.3%と株式投信に次いでいるが，年代別では比較的若い層が多い。外国籍投信は30.7%が保有しており，年齢層では30～50代で高くなっている。不動産投信は比較的高齢層での保有が多い。ETFは全体の6.5%が保有している。

株式投信と外国籍投信は，公社債投信に比べると価格変動リスクや為替リスクなどのリスクが大きい。株式投信と外国籍投信を加えた投信の保有シェアはかなりのものとなり，比較的年齢の高い層でリスク資産を多く保有しているということができる。

⑵　投資者保護ルールの進展

前項で述べたように，株式投信や外国籍投信などリスクの大きい投信は，比較的年齢の高い層が中心となって保有している。これらの年齢層には，リスク商品に対する

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

知識や投資経験の豊富な個人もいるが，一方で，知識や経験の乏しい個人も存在している。

個人を念頭に置いた場合の投資者保護に関する考え方は，金融商品への投資は投資者自らが判断し，その結果に責任を負うという自己責任原則が基本ではあるが，現実には，業者と投資者の間には情報格差などが存在するため，的確な投資者保護ルールを設けていくということであろう。投信商品に関する現行の主要な投資者保護規定を整理すると第３表のようになる。

投信法では，67年に委託会社の受益者に対する忠実義務規定が設けられ，2000年には委託会社の各種禁止行為などを定めた受託者責任規定が設けられたが，これらのうち業者に関する規制は，大半が07年施行の金商法に引き継がれた。現行の投信法では，委託会社の責任規定(注7)や運用報告書交付義務などが定められている。

金商法では，運用業者に対するものとして，顧客に対する忠実義務や善管注意義務，利益相反行為の禁止などが規定されている。販売業者（登録金融機関を含む）を含む金融商品取引業者全体に対するものとして，広告規制や書面交付義務，虚偽説明や損失補てんの禁止，適合性の原則などが定められている。

広告規制では商品にかかるリスクの表示の適正さ，書面交付義務では契約締結前および契約締結時の書面交付が求められている。適合性の原則については，チェックシートの作成などを通じて，顧客の収入や財産の状況，および投資経験などから適合性がチェックされ，そうした顧客の適合度に対応した商品説明の実施とその面談記録の保管などが行われている。

金融商品取引業者等検査マニュアルでは，こうした規定に沿って内部管理態勢等が整備され，業務が行われているかどうかがチェックされることになっており，上記の投資者保護規定は，検査マニュアルに沿った態勢整備や金融当

第3表　投資信託に関する主要な投資者保護規定

関係法律	販売業者	委託者（運用業者）	受託者（信託銀行）
投信法		・投信委託会社の責任規定（21条） ・運用報告書交付義務（14条）	
金融商品取引法	・顧客に対する誠実義務（36条） ・広告等規制（37条） ・書面交付義務（37条の3, 37条の4） ・虚偽説明等の禁止（38条） ・損失補てん等の禁止（39条） ・適合性の原則（40条）	・顧客に対する誠実義務（36条） ・忠実義務，善管注意義務（42条） ・利益相反行為の禁止（42条の2） ・分別管理義務（42条の4）	
金融商品販売法	・顧客への説明義務（3条）		
信託法・信託業法			・受益者への忠実義務，善管注意義務（信託業法28条，信託法29条, 30条） ・利益相反行為の禁止（信託法31条） ・分別管理義務（信託法34条）

資料　関係法律を基にして作成
(注)1　法律の内容は08年1月までに公布されたもの。
2　広告等規制，書面交付義務，虚偽説明等の禁止，損失補てん等の禁止，適合性の原則は，金融取引業者全体にかかる規制であるが，上表では特に関係が深いと思われる販売業者の欄に記載している。金融商品販売法の顧客への説明義務も委託業者の直販業務には適用される。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

局による検査の実施などを通じて検証されることになる。

このほか，金融商品販売法では，販売業者に対して，相場変動における元本欠損の可能性などの重要事項について説明することが義務づけられている。また，受託会社（信託銀行）に対しては，信託法や信託業法において，受益者に対する忠実義務や善管注意義務，利益相反行為の禁止，分別管理義務などが定められている。

07年９月末に金商法が完全施行され，銀行などの登録金融機関を中心に，上記の適合性の原則の実践や商品内容の説明などにおいて，金融当局の求める内容と金融機関の窓口との間での認識のギャップなどもあり，販売が落ち込むなどの混乱もみられた。こうした問題は，今後，さまざまな試行錯誤を通じて，時間の経過とともに共通認識が醸成され，解消されていくものと思われる。

（注７）委託会社の責任規定は，再委託先運用業者にも適用される（投信法第21条）。

４　今後の課題

これまでみてきたように，日本の投信は，規制緩和の進展や運用環境の変化などを背景に，03年以降投信純資産残高が急増するとともに，商品内容も海外運用を主体としたものが多くなるなど，大きく変化してきた。投信純資産残高の増加は，日本だけでなく，米国はもとよりフランス，ドイツ，英国などの欧州主要国，オーストラリアや香港などにおいて世界的にみられる現象である。これらの国でも，自国の市場以外での運用を主体とする商品が増えており，いわば，経済のグローバル化が，世界的に投信の増加を支えてきたということができる。昨年後半以降サブプライムローン問題の影響もあり，純資産残高はやや減少しているが，グローバルな運用に支えられた投信の拡大の構図には，今後も大きな変化はないものと思われる。

もちろん，これまで投資効率の良かったBRICsなどの新興国株式も足元では下落しており，こうした未成熟な市場への投資リスクにも考慮する必要がある。しかし，前述のように，日本は，人口減少社会を迎え国内の経済成長には限りがあるため，個人の運用資産の投資効率を上げていくには，海外の高成長国の活力を取り込んでいかざるを得ない。投信は，専門家が市場調査や銘柄選択を行って分散投資するものであり，グローバル化時代の投資商品として有力なものの一つといえる。

これまで行われてきた制度改革によって，投信は，個人にとって身近な商品となってきたが，今後さらに個人の資産運用手段として成長していくには，次のような課題を克服していくことが必要と思われる。

第一は，投信に対する信頼感の向上についてである。上記のように投信は身近な商品となってきており，委託会社の責任規定や販売業者の規制など制度上の投資者保護規定も整備されてきている。今後も法令遵守の姿勢の下で着実に業務を進めていくこ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

とにより，投信に対する信頼感を向上させていくことが重要であると思われる。

第二は，ファンド・オブ・ファンズの増加など投信商品の多様化が進むなかで，投資者が個別商品の内容をより深く理解する必要性が従来以上に増していることである。金商法の施行等により販売業者の商品説明義務がより厳しいものとなっているが，投資者の理解を深めるためには，投資者本人の努力とともに，販売業者だけでなく委託会社なども含めて分かりやすい商品説明や投資セミナーなどの実施，そのための担当者教育など業界全体としての取組みが求められよう。

第三は，手数料にかかる投資者の負担感についてである。投信の保有に関連して発生する販売手数料や信託報酬などのコストに対する負担感は，特に，運用効率が低下した時などに大きくなる。運用業者や販売業者は，手数料率の低いインデックスファンドなどの品揃えとともに，顧客に対する丁寧なサービスなどを通じて，投資者の負担感を和らげる努力が求められよう。

第四は，投資者層のすそ野の拡大とそのための金融投資教育の充実についてである。投信の保有者は50歳代以上の比較的年齢の高い層に偏っている。20～40代は子育てや住宅ローンの支払いなどで余裕資金はそう多くはないが，01年にスタートした確定拠出年金の活用や積立型投信商品の販売促進などを通じて，比較的若い年齢層の投信保有を広げる必要がある。そのためには，学校教育も含めて，さまざまな場で金融投資教育を普及させていくことが効果的であろう。

＜参考文献＞

・岩崎薫里（2007）「個人の金融資産選択の現状と課題」日本総研『Business & Economic Review』11月号
・鈴木博（2008）「米国における投資信託の成長と日本への示唆」『農林金融』４月号
・田村威（2007）「投資信託販売の歴史と展望」野村アセットマネジメント『Fund Management』夏季号
・投資信託懇談会（2008）『「投資信託懇談会」報告書』投資信託協会，３月
・日本投資信託制度研究所編著（1997）『投信窓販ハンドブック』金融財政事情研究会
・林皓二・五月女季孝（2007）「家計貯蓄の中心を担い始める投資信託」野村アセットマネジメント『Fund Management』春季号

（専任研究員　鈴木　博・すずきひろし**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

2006年度の農協経営の動向

はじめに

本稿は，2006年度の『総合農協統計表』を主な材料として農協経営の動向を概観するものである。06年度に集計された組合数は844であり，合併を反映し，前年度よりも42組合減少した。

06年度の農協経営にかかる主な外部環境の変化としては，06年７月にゼロ金利の解除があったことがあげられる。また，農協系統内部の動向としては，部門別収支の均衡が課題となり，特に経済事業改革を中心とした取組みがすすめられていた時期である。

今回は，組合員数，主要事業量や収支の動向等を概観したあと，近年の信用事業の動向についてふれることとしたい。

第１表　組合員数・役職員数および施設数の推移

（単位　人，団体，か所，％）

	実数	前年比増減率					
	06年度	01	02	03	04	05	06
組合員	9,322,431	△0.3	△0.1	0.3	0.5	0.5	1.5
正組合員	4,942,200	△0.7	△1.0	△1.0	△1.0	△1.1	△1.1
うち団体	10,347	3.7	△2.4	2.9	4.3	3.1	5.9
准組合員	4,380,231	0.3	1.1	2.0	2.5	2.4	4.5
役員（常勤）	3,592	△1.6	4.0	20.6	△1.0	0.3	△0.4
職員	227,711	△2.2	△2.2	△3.7	△3.1	△3.1	△2.3
臨時・パート職員	39,303	11.6	△4.2	△1.2	2.2	△3.0	2.1
本所および出先機関	19,689	△0.5	△0.8	△4.1	△3.2	△1.5	△6.6

資料　農林水産省『総合農協統計表』，以下同じ
（注）　出先機関には，専従職員が配置されている支所，出張所，事業所が含まれる。

1　組合員数，役職員数等の動向

(1)　組合員数

農協の組合員数は03年度から４年連続で増加している（第１表）。これは，正組合員数の減少以上に准組合員数が増加しているためである。特に06年度は，准組合員の増加率が高かった。この背景には，都市部を中心とする員外利用者の准組合員化の動きがあったものとみられる。正組合員数の減少と准組合員の増加は，80年代からの一貫した傾向であり，全組合員数に占める正組合員数の割合は低下し続け，06年度には53.0％と01年度の57.4％と比べても4.4ポイント低下した。

正組合員を個人と団体とに分けて見てみると，06年度の団体正組合員の増加率は過去４年間で最高の増加率となった。団体正組合員数は，88年度より増加傾向にあり，特に90年代から増加率が高まってきている。今後も任意組織等の法人化にあわせ増加していくものと思われる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(2) 役職員数

役職員数（常勤）は，役員および職員数ともに減少した。職員数については，94年度から減少している。03年度から05年度の３年間における職員数の減少率は３％台であり，06年度の△2.3％は過去３年間の減少率と比べ低くなっている。また，06年度の事業別職員数では共済職員数のみ増加しているが，この傾向は96年度から11年間続くものである。

一方，臨時・パート職員数は2.1％増加した。臨時・パート職員数は，01年度の約４万１千人をピークに増減を繰り返している。

(3) 本所および出先機関数

本所および出先機関数は，前年比△6.6％と大きく減少した(注)。特に出張所が同△18.3％と大きく減少した。約9,200と出先機関のなかで最も多い支所数は，前年度より826減少しており，減少率は8.3％であった。出先機関数の減少は，04年に示された「金融店舗における存置最低基準」への対応に伴い統廃合が進められている結果であると思われる。

また，共同利用施設について見ると直売所数の増加が顕著であり，集計を開始した03年度に864か所だったものが06年度には1,328か所と約53％も増加した。

（注）出先機関には，専従職員が配置されている支所，出張所，事業所が含まれる。

2　主要事業量の動向

06年度の主要事業量を見てみると，貯金および貸出金が増加したほかは前年比減少となった（第２表）。貯金残高は80兆円を超え，同1.6％の伸びとなった。貸出金残高については，年度末残高だけでなく年度平均残高でみても増加となった。

共済事業においては，長期共済期末保有契約高の減少率が年々高くなっている。保有契約高の減少の主な要因は，高い貯蓄性をもつ養老生命共済契約にある。JA共済連のディスクロージャー誌によれば，長期共済期末保有契約高は前年比で約8.6兆円減少しており，うち養老生命共済の保有契約高は約5.6兆円減少している。その背景には，養老生命共済の予定利率の低下があるものと思われる。

購買事業供給・取扱高についても△4.2％と前年度と比べ大幅な減少となった。購買事業の縮小は，経済事業改革のなかで

第２表　主要事業量の推移

（単位　億円，％）

	実額	前年比増減率					
	06年度	01	02	03	04	05	06
貯金残高（年度末）	803,973	2.1	1.3	2.1	2.2	1.5	1.6
貸出金残高（年度末）	217,556	△1.4	△0.9	△0.3	△0.8	0.0	2.5
長期共済期末保有契約高	3,516,814	△0.6	△1.2	△1.9	△2.0	△2.1	△2.4
購買事業供給・取扱高	33,092	△4.1	△4.9	△4.5	△2.9	△2.0	△4.2
うち生産資材	22,984	△3.4	△4.3	△3.1	△0.9	△0.2	△3.7
生活物資	10,108	△5.4	△6.0	△7.1	△6.9	△5.8	△5.3
販売事業供給・取扱高	45,024	△4.8	0.5	△0.9	△1.9	△1.9	△0.3

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

県単位での施設や配送の集約化が進展したことや，農協子会社等へ業務が移譲されたことなどを背景に，一部の数字が同統計に反映されなくなっていることも大きな減少要因であるとみられる。

販売事業について，販売事業供給・取扱高は前年比△0.3％と減少は小幅だった。野菜や果実を中心に農産物価格が好調だったことが要因にあると思われる。「農業物価統計」によれば，05年を基準とした06年の農産物価格指数（総合）は前年比2.9％上昇しており，野菜は8.2％，果実は20.6％も上昇している。

3　収支の動向

事業総利益は03年度から継続して減少しており，同時に事業管理費も減少している（第３表）。事業管理費の減少額が事業総利益の減少額よりも大きいことから，事業利益は増加し，前年比7.2％増えた。

事業別に総利益を見ると，信用事業総利益の伸びが前年比1.8％と高かった。その要因としては資金収支の改善があるが，詳しくは後述する。また，販売事業総利益も1.6％の増加となった。一方，共済および購買事業総利益は，それぞれ前年比で1.3％，6.4％減少した。両数値がともに減少するようになったのは01年度からである。

事業管理費の前年比減少率は，過去３年間徐々に低下してきている。事業管理費の約７割を占める人件費も同じ傾向を示している。これまで人件費の減少率が事業管理費全体の減少率よりも高く，人件費圧縮が事業管理費削減の中心となってきたが，06年度はその他事業管理費がほぼ半減するなど大きく減少し，人件費の減少率は事業管理費全体の減少率よりも低くなった。

部門別損益計算書を利用して事業利益を見てみると，信用および共済事業が黒字で農業関連および生活その他事業が赤字という構図は，部門別損益計算書が同統計に掲載されるようになった04年度から変わっていない（第４表）。しかし，05年度以降は農業関連および生活その他事業の赤字が縮小し続けている点が注目される。

更に近年の動向では，共済事業利益の推移が気になるところである。共済事業総利益は減少傾向にあり，それは農協の共済付加収入の減少傾向と大きく関わっている。同事業の事業管理費は，共済事業に従事する職員

第3表　収支の推移

（単位　億円，％）

	実額	前年比増減率					
	06年度	01	02	03	04	05	06
事業総利益	19,722	△3.8	1.0	△2.5	△2.6	△1.2	△1.2
うち信用事業	7,449	△9.1	6.3	△1.7	△2.3	2.1	1.8
共済事業	5,415	△0.6	△0.8	△1.9	△1.2	△1.5	△1.3
購買事業	3,925	△1.0	△4.9	△5.1	△6.3	△6.6	△6.4
販売事業	1,335	△3.6	1.7	0.4	△2.0	△1.0	1.6
事業管理費	18,007	△3.1	△3.3	△3.9	△2.6	△2.5	△1.9
うち人件費	12,714	△2.7	△3.6	△4.5	△3.3	△2.5	△1.7
事業利益	1,715	△38.6	345.2	21.8	△2.8	16.3	7.2
経常利益	2,268	△49.2	97.6	20.0	3.3	3.7	5.8
当期剰余金	1,424	△36.9	△2.9	59.5	19.7	△4.3	19.0

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4表　部門別損益の推移

（単位　億円，%）

	実額			前年比増減率	
	04年度	05	06	05	06
事業総利益	20,203	19,963	19,722	△1.2	△1.2
信　用	7,166	7,318	7,449	2.1	1.8
共　済	5,571	5,484	5,415	△1.5	△1.3
農業関連	4,481	4,396	4,290	△1.9	△2.4
生活その他	3,166	2,944	2,738	△7.0	△7.0
営農指導	△180	△179	△170	△0.9	△4.8
事業管理費	18,827	18,363	18,007	△2.5	△1.9
信　用	5,849	5,753	5,718	△1.6	△0.6
共　済	3,509	3,512	3,512	0.1	0.0
農業関連	4,920	4,821	4,689	△2.0	△2.7
生活その他	3,566	3,314	3,106	△7.1	△6.3
営農指導	982	964	982	△1.9	1.9
事業利益	1,376	1,600	1,715	16.3	7.2
信　用	1,317	1,565	1,731	18.8	10.6
共　済	2,061	1,972	1,903	△4.3	△3.5
農業関連	△440	△425	△399	△3.3	△6.2
生活その他	△399	△370	△368	△7.4	△0.4
営農指導	△1,163	△1,142	△1,152	△1.8	0.8
当期利益（注）	2,063	1,888	2,142	△8.5	13.5
信　用	1,684	1,800	2,042	6.9	13.4
共　済	2,146	1,985	1,941	△7.5	△2.2
農業関連	△304	△368	△320	20.9	△13.1
生活その他	△324	△398	△384	22.8	△3.6
営農指導	△1,138	△1,131	△1,138	△0.6	0.6

（注）　税引前当期利益

数を増やしてきたこともあり，わずかながら増加してきている。その結果，事業利益は減少傾向にある。しかしながら，依然共済事業利益が事業利益のなかで最も大きく，農協の収支に大きく貢献していることから，その動向は今後も注意が必要であろう。

営農指導事業の収支差額を事業利益ベースで見ると，04年度以降ほとんど変化がなく，約△1,150億円である。営農指導事業は，農協法上においても農協経営においても重要な位置を占めるものと思われるが，より効果的な事業運営を実施していく必要があろう。

4　農協経営の概観と近年の信用事業の動向

(1)　06年度の農協経営

『総合農協統計表』から06年度の農協経営について概観するならば，ここ数年，特に02年度以降の流れを踏襲しているといえるのではないか。それは，正組合員数の減少と准組合員数の増加，共済事業と経済事業を中心とした事業量の減少，事業総利益の減少額を超える事業管理費の削減，事業総利益における信用事業総利益依存の高まりなどにみられる。以下では，調達および運用利回り，06年度の信用事業総利益の増加要因および事業総利益における信用事業総利益依存の高まりについてみていきたい。

(2)　調達および運用利回り・利ざや

第５表は，過去５年間の信用事業における利回りおよび利ざやの推移である。06年度は，ゼロ金利の解除によって貯金利回りが上昇している。同時に貸出金利回りも上昇したが，貸出金利回りから貯金利回りを差し引いた利ざやは2.11%から2.09%に低下した。この貯金貸出金利ざやは低下傾向が続いている。一方，預け金利回りは0.6%から0.7%へ0.1ポイント上昇し，有価証券利回りは0.03ポイント低下となった。この結果，資金調達運用利ざやは，0.99%から1.02%に0.03ポイント上昇した。資金

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第5表　利回りおよび利ざやの推移

（単位　%）

	01年度	02	03	04	05	06
貯金利回り（A）	0.16	0.09	0.06	0.05	0.05	0.11
貸出金利回り（B）	2.62	2.51	2.32	2.25	2.16	2.21
預け金利回り（C）	0.71	0.61	0.57	0.60	0.60	0.70
有価証券利回り	1.97	1.84	1.37	1.46	1.46	1.43
貯金貸出金利ざや（B）－（A）	2.46	2.42	2.26	2.20	2.11	2.09
貯金預け金利ざや（C）－（A）	0.55	0.52	0.51	0.54	0.55	0.59
資金調達運用利ざや	1.15	1.10	1.01	1.02	0.99	1.02
（参考）基準金利	0.25 → 01年9月より	0.1 → 06年7月より	0.4			

（注）1　預け金利回りは，（受入利息＋その他受入利息）／預け金平均残高
　　2　資金調達運用利ざや＝（資金運用収益－資金調達費用）
　　／（貸出金平均残高＋預け金平均残高＋有価証券平均残高）

調達運用利ざやの上昇には，預け金利回りの上昇が大きく寄与した。

⑶　信用事業総利益の増加要因

信用事業総利益が05年度および06年度と２年連続で増加しているが，01年度以降の前年比増減額の内訳を見てみると，信用事業総利益の主な増減要因は毎年異なってい

第1図　信用事業総利益の前年比増減額の内訳

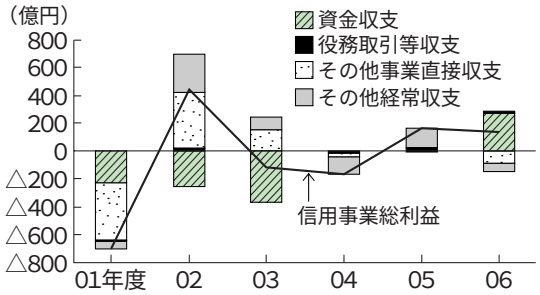

第2図　資金運用収益の前年比増減額の内訳

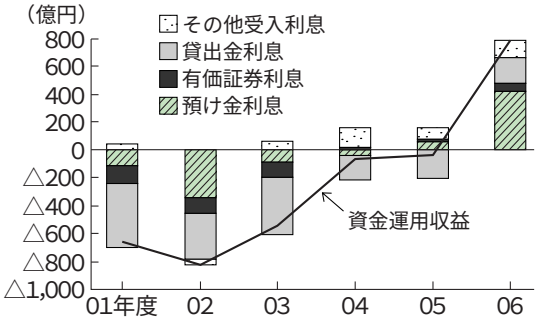

る（第１図）。信用事業総利益が増加したのは02年度，05年度および06年度であり，そのうち05年度と06年度をみると，05年度では資金収支をのぞく全ての収支が前年比増加となったが，06年度は資金収支が大きく改善し，それが信用事業総利益の増加に寄与した。

資金収支のうち資金運用収益の推移とその内訳をみたのが第２図である。これを見ると，01年度以降では06年度のみ資金運用収益が増加したことがわかる。この増加は，06年７月のゼロ金利解除という外部環境変化の影響が大きかったものと見られるが，農協内部の動向としては，資金運用収益の内訳において高い割合を占める貸出金利息と預け金利息の増加が資金運用収益の増加につながったと見ることができる。特に，貸出金利息の増加は92年度以来のことであり，貸出金利回りの上昇および貸出金の年度平均残高が前年比を上回ったことが寄与したものと思われる。もちろん，これは農協が住宅ローンに力を入れた成果であろう。

⑷　事業総利益における信用事業総利益依存への回帰

第３図は，66年度以降の事業総利益に占める部門別事業総利益の割合を示したものである。長期的傾向としては，共済事業総

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3図　部門別事業総利益の構成比の変化

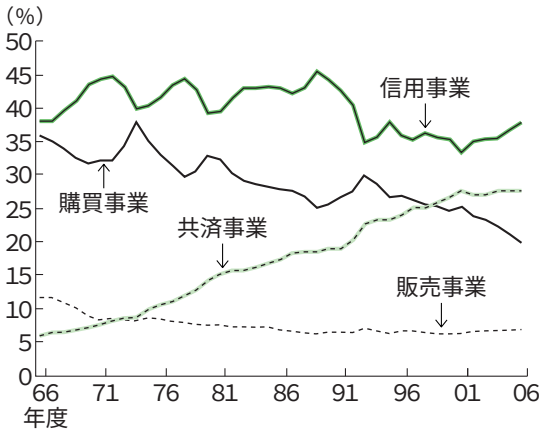

利益が事業総利益に占める割合は増加してきたが，04年度をピークに頭打ちとなっている。購買事業総利益の割合は減少傾向にあるが，販売事業総利益の割合はわずかだが99年度以降増加傾向にある。信用事業総利益の割合は，80年代まで高く，90年代以降はその割合が低くなっている。しかし，01年度を境に02年度からその割合が再び高まりつつあり，06年度は37.8％となっている。特に05年度および06年度は信用事業総利益が増加したことからその割合の伸びも大きい。

事業総利益に占める信用事業総利益の割合の高まりは，信用事業総利益の増加傾向とともに，部門別事業総利益において第２位および第３位となっている共済および購買事業総利益の減少を示すものである。過去，購買事業総利益の減少を共済事業総利益の増加が補完してきたような，減少している事業の事業総利益を埋める事業が今のところ見受けられないことは懸念される。

おわりに

農協における02年度以降の事業利益の増加は，事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減で実現したものである。ただし，事業管理費の減少率は年々小幅になる一方，事業総利益においては信用事業総利益の増加で他事業の減少をカバーする傾向が続いている。そのため，06年度において顕著だったように，信用事業の環境変化が農協収支へ与える影響が再び大きくなっていることに留意する必要があろう。

（研究員　若林剛志・わかばやしたかし**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(49)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(49)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(49)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(50)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(50)
6．農業協同組合　主要勘定……(50)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(52)
8．漁業協同組合　主要勘定……(52)
9．金融機関別預貯金残高……(53)
10．金融機関別貸出金残高……(54)

〈特別掲載（2008年３月末数値）〉

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(55)
12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(56)
13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(57)
14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(58)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2003. 5	**38,851,102**	**5,578,079**	**11,836,935**	**1,356,694**	**29,785,299**	**18,107,019**	**7,017,104**	**56,266,116**
2004. 5	**38,980,966**	**5,142,263**	**14,028,011**	**2,164,127**	**32,882,042**	**16,400,655**	**6,704,416**	**58,151,240**
2005. 5	**40,259,575**	**4,681,833**	**14,380,014**	**1,477,822**	**36,459,804**	**14,849,428**	**6,534,368**	**59,321,422**
2006. 5	**38,351,743**	**4,782,335**	**21,371,726**	**379,202**	**43,833,810**	**10,835,143**	**9,457,649**	**64,505,804**
2007. 5	**39,481,476**	**4,536,874**	**21,449,300**	**486,580**	**42,187,090**	**12,862,762**	**9,931,218**	**65,467,650**
2007. 12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 1	39,681,834	4,760,483	16,549,728	1,020,708	38,410,971	10,961,822	10,598,544	60,992,045
2	39,266,433	4,802,045	16,623,127	1,132,129	38,715,059	9,993,306	10,851,111	60,691,605
3	38,326,642	4,822,176	16,439,895	508,168	36,226,816	9,471,438	13,382,291	59,588,713
4	38,940,352	4,854,317	16,650,213	959,046	37,399,751	8,654,837	13,431,248	60,444,882
5	39,523,265	4,900,143	15,976,560	893,679	38,169,637	9,015,159	12,321,493	60,399,968

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年5月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,831,816	40	428,872	99	95,217	−	32,356,043
水産団体	1,123,589	700	68,190	36	5,707	−	1,198,221
森林団体	1,648	23	10,450	8	110	−	12,238
その他会員	658	−	1,768	−	−	−	2,427
会員計	32,957,711	763	509,280	142	101,034	−	33,568,930
会員以外の者計	534,467	30,959	338,396	58,784	4,987,288	4,442	5,954,336
合計	**33,492,178**	**31,722**	**847,676**	**58,926**	**5,088,322**	**4,442**	**39,523,265**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　784,136百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年5月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	68,075	7,651	34,558	0	110,285
	開拓団体	254	18	−	−	272
	水産団体	18,327	5,365	12,141	64	35,897
	森林団体	2,997	6,622	1,456	104	11,178
	その他会員	100	279	50	−	429
	会員小計	89,753	19,936	48,205	168	158,061
	その他系統団体等小計	172,485	32,240	95,756	72	300,554
	計	262,238	52,176	143,961	240	458,615
関連産業		1,637,144	42,156	1,354,906	14,505	3,048,711
その他		5,298,597	8,122	200,665	450	5,507,833
合計		**7,197,979**	**102,454**	**1,699,532**	**15,195**	**9,015,159**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2007. 12	6,378,328	33,486,387	39,864,715	7,400	4,733,524
2008. 1	6,203,106	33,478,728	39,681,834	7,750	4,760,483
2	5,635,769	33,630,664	39,266,433	7,000	4,802,045
3	4,714,978	33,611,664	38,326,642	63,000	4,822,176
4	5,254,968	33,685,384	38,940,352	2,900	4,854,317
5	6,030,988	33,492,277	39,523,265	9,700	4,900,143
2007. 5	5,732,047	33,749,429	39,481,476	62,520	4,536,874

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2007. 12	67,727	740,162	40,160,135	9,362,785	27,049	－	126,640
2008. 1	108,354	912,354	38,410,971	9,362,785	26,963	－	121,737
2	153,147	978,981	38,715,059	9,362,785	23,920	－	121,820
3	145,137	363,030	36,226,816	8,802,241	32,239	－	116,609
4	93,467	865,579	37,399,751	8,903,343	27,107	－	106,938
5	80,223	813,456	38,169,637	8,980,935	29,346	－	102,454
2007. 5	145,255	341,325	42,187,090	11,658,734	29,736	－	133,934

（注）　1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
　　3 預金のうち定期性は定期預金。　　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2007. 12	51,628,972	49,517,949	506,634	261,066	1,281,295
2008. 1	51,232,004	49,538,360	631,092	261,066	1,287,784
2	51,431,141	49,647,603	646,375	261,065	1,287,784
3	50,986,039	49,509,865	548,640	307,741	1,300,790
4	51,293,444	49,656,279	622,478	307,742	1,305,500
5	50,985,558	49,577,195	657,359	307,742	1,305,506
2007. 5	49,780,397	48,486,136	687,128	243,461	1,187,763

（注）　1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　　2 出資金には回転出資金を含む。
　　3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2007. 11	24,723,688	56,952,375	81,676,063	560,488	387,109
12	25,111,660	57,578,182	82,689,842	547,446	375,762
2008. 1	24,559,622	57,560,107	82,119,729	552,594	381,402
2	24,986,764	57,427,296	82,414,060	547,585	378,310
3	24,984,279	57,091,281	82,075,560	570,295	405,224
4	25,142,660	57,191,941	82,334,601	557,826	391,176
2007. 4	25,065,041	55,461,072	80,526,113	579,218	414,097

（注）　1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
　　3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
895,000	5,813,883	1,499,917	9,650,471	62,464,910
1,095,000	5,384,924	1,499,917	8,562,137	60,992,045
1,321,568	5,177,099	1,512,817	8,604,643	60,691,605
758,000	4,401,193	2,016,033	9,201,669	59,588,713
1,241,800	4,833,495	2,016,033	8,555,985	60,444,882
1,164,389	4,167,473	2,016,033	8,618,965	60,399,968
1,487,000	2,977,699	1,484,017	15,438,064	65,467,650

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
10,057,943	1,975,373	18,464	12,178,422	1,411,415	7,880,000	62,464,910
8,927,818	1,897,581	14,685	10,961,822	2,320,000	8,251,581	60,992,045
8,002,251	1,854,069	15,165	9,993,306	2,724,137	8,103,055	60,691,605
7,524,009	1,815,057	15,761	9,471,438	1,823,000	11,527,053	59,588,713
6,839,137	1,694,618	14,143	8,654,837	3,030,665	10,373,476	60,444,882
7,197,978	1,699,531	15,194	9,015,159	2,256,725	10,035,422	60,399,968
10,692,442	2,019,403	16,981	12,862,762	575,000	9,326,482	65,467,650

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
76,652	30,689,738	30,544,677	0	414,079	16,276,813	6,635,047	1,375,023
52,377	30,361,893	30,208,945	0	408,940	16,543,872	6,623,787	1,371,029
48,129	30,223,550	30,070,543	0	387,462	16,709,116	6,624,201	1,373,367
58,099	29,656,649	29,516,550	0	356,791	16,554,158	6,542,911	1,296,233
56,348	30,069,462	29,918,963	5,000	405,225	16,536,676	6,462,376	1,295,381
47,260	29,283,051	29,133,354	0	411,725	17,052,269	6,516,922	1,299,859
50,576	28,641,611	28,511,749	0	391,641	16,775,275	6,446,143	1,330,774

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
396,040	56,413,492	56,161,216	4,399,579	1,490,135	22,179,060	277,990	812
418,522	57,342,420	57,071,462	4,399,106	1,469,065	22,102,390	276,066	811
398,361	56,792,655	56,537,133	4,355,954	1,444,290	22,042,060	274,002	811
380,758	57,072,935	56,814,512	4,375,235	1,436,200	22,064,135	271,075	808
376,788	56,635,971	56,376,559	4,297,260	1,381,320	22,417,791	273,817	808
414,141	56,859,961	56,606,622	4,501,021	1,505,036	22,328,021	275,424	795
394,585	55,383,988	55,135,444	4,614,743	1,720,815	21,878,831	285,137	816

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2008. 2	2,021,109	1,375,813	3,060	53,585	13,567	1,269,150	1,241,704	153,307	628,932
3	2,018,165	1,347,088	3,590	54,235	15,967	1,276,583	1,240,801	151,675	610,420
4	2,000,317	1,359,475	3,652	54,232	13,748	1,261,668	1,233,328	148,887	612,919
5	1,997,290	1,361,679	3,652	54,221	13,954	1,247,849	1,219,921	155,774	617,225
2007. 5	2,061,253	1,386,648	5,366	56,088	15,832	1,255,541	1,223,683	160,841	680,292

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2007. 12	931,728	523,641	182,147	133,644	119,941	7,511	881,142	866,095	6,548	248,968	8,322	178
2008. 1	907,627	520,291	180,045	131,820	120,556	8,036	858,095	843,947	6,848	247,389	8,298	175
2	904,036	519,105	179,250	131,935	120,467	7,257	855,355	842,156	6,848	246,366	8,292	175
3	908,752	516,467	175,242	130,009	119,700	7,767	864,845	848,028	6,909	239,815	8,144	174
2007. 3	859,789	490,550	187,900	137,736	115,673	6,749	822,048	806,465	6,282	237,703	8,515	183

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490
	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023
	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692
	2007. 5	804,323	497,804	2,542,636	1,932,453	545,702	1,117,440	160,828	1,847,975
	6	815,935	504,605	2,484,873	1,955,473	554,263	1,132,281	162,694	1,848,812
	7	813,169	503,319	2,465,884	1,927,021	548,043	1,125,369	161,841	1,833,178
	8	815,788	508,210	2,443,991	1,922,268	547,298	1,127,549	162,439	1,827,466
	9	812,323	504,497	2,443,278	1,932,727	552,133	1,134,180	163,542	1,808,431
	10	816,033	507,234	2,448,690	1,911,750	547,399	1,130,678	162,666	P 1,869,885
	11	816,760	509,624	2,506,126	1,924,611	548,835	1,129,368	162,534	P 1,851,457
	12	826,898	516,290	2,459,477	1,955,718	558,019	1,148,723	164,924	P 1,856,301
	2008. 1	821,198	512,320	2,479,673	1,930,379	549,709	1,136,222	163,038	P 1,836,810
	2	824,141	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	1,139,995	163,432	P 1,833,621
	3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	P 163,300	1,817,438
	4	P 823,351	512,934	2,517,167	1,967,121	556,751	1,148,256	P 164,182	－
	5	P 823,869	...	2,513,056	1,964,189	555,408	P 1,144,768	...	－
前年同月比増減率	2005. 3	2.2	△1.6	0.6	2.9	△2.3	1.8	2.3	△12.0
	2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	△6.6
	2007. 3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	△6.5
	2007. 5	1.9	2.0	0.6	2.6	1.4	2.2	1.2	△6.6
	6	2.1	1.7	0.5	3.0	1.9	2.7	1.5	△6.6
	7	2.2	1.8	0.5	2.5	1.5	2.5	1.4	△6.6
	8	2.2	2.2	△0.1	2.3	1.2	2.3	1.5	△6.5
	9	2.2	2.0	△0.1	2.4	1.1	2.5	1.5	△6.5
	10	2.3	2.5	0.7	2.3	1.8	2.7	1.6	－
	11	2.4	3.0	1.4	2.3	1.7	2.6	2.4	－
	12	2.4	2.8	1.3	2.4	1.6	2.7	2.3	－
	2008. 1	2.5	2.8	1.4	2.5	1.9	2.8	2.0	－
	2	2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	2.6	2.0	－
	3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	P 1.6	－
	4	P 2.2	2.6	0.5	1.4	1.2	2.1	P 1.6	－
	5	P 2.4	...	△1.2	1.6	1.8	P 2.4	...	－

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ，信用金庫は信用金庫ホームページ，信用組合は全国信用中央組合協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため，07年９月以前の数値と連続しない。
5 08年３月から公表される郵便貯金残高の定義が再変更されたため，08年２月以前の数値と連続しない。また，08年３月から郵便貯金残高の公表は４半期毎となった。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	**2005. 3**	**207,788**	**49,097**	**1,836,301**	**1,370,521**	**401,920**	**620,948**	**91,836**	**4,814**
	2006. 3	**207,472**	**50,018**	**1,864,176**	**1,401,026**	**410,170**	**626,706**	**93,078**	**4,085**
	2007. 3	**212,165**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,589**	**634,955**	**93,670**	**3,282**
	2007. 5	213,906	51,153	1,782,011	1,421,114	412,363	625,447	92,872	P 3,299
	6	213,932	50,470	1,795,954	1,431,367	414,467	629,112	93,214	P 3,043
	7	214,338	50,746	1,786,951	1,432,817	413,758	627,634	93,142	P 3,010
	8	214,627	51,113	1,792,789	1,433,669	413,931	628,009	93,285	P 2,931
	9	214,972	52,007	1,781,836	1,450,894	419,437	635,459	93,948	P 3,027
	10	214,295	52,473	1,768,480	1,441,107	416,252	629,288	93,616	–
	11	213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	–
	12	213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	–
	2008. 1	212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	–
	2	212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	629,771	93,662	–
	3	215,987	52,467	1,804,791	1,480,672	426,532	635,433	P 94,396	–
	4	P 215,506	51,670	1,796,710	1,469,591	423,174	629,273	P 93,273	–
	5	P 218,232	...	1,795,040	1,475,075	424,573	P 631,699	...	–
前年同月比増減率	**2005. 3**	**△0.9**	**△0.2**	**△4.7**	**1.4**	**△4.3**	**△0.2**	**0.7**	**△16.4**
	2006. 3	**△0.2**	**1.9**	**1.5**	**2.2**	**2.1**	**0.9**	**1.4**	**△15.1**
	2007. 3	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**	**△19.7**
	2007. 5	2.2	3.1	△3.0	2.3	1.0	0.7	0.3	P △19.3
	6	2.1	2.3	△2.6	2.8	1.0	1.0	0.3	P △20.1
	7	1.9	0.8	△3.3	2.7	0.7	0.5	0.0	P △19.6
	8	1.8	0.3	△2.9	2.6	0.7	0.5	0.0	P △19.1
	9	1.6	0.2	△3.3	2.8	1.1	0.4	△0.1	P △18.0
	10	1.5	0.1	△3.3	2.9	1.8	0.4	△0.0	–
	11	1.3	0.2	△3.5	2.7	1.7	0.2	0.8	–
	12	1.3	1.0	△2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	–
	2008. 1	1.3	0.9	△1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	–
	2	1.4	1.5	△0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	–
	3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	P 0.8	–
	4	P 1.9	1.6	0.0	2.7	2.1	△0.1	P 0.0	–
	5	P 2.0	...	0.7	3.8	3.0	P 1.0	...	–

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし，ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。
4 07年10月以降，ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2008年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,103,952	35,716	1,147,993	1,135,114	515,828	499,825
青森	295,687	5,183	228,980	228,966	52,431	11,955
岩手	541,548	15,464	291,956	291,718	123,727	142,418
茨城	1,091,090	22,105	566,603	559,307	354,241	192,855
群馬	1,058,575	17,216	676,270	667,953	320,411	73,947
埼玉	2,539,118	66,612	1,614,056	1,612,578	744,984	211,892
千葉	1,432,990	67,942	1,394,700	1,394,598	0	63,965
東京	2,100,992	37,436	1,301,955	1,290,904	726,454	123,273
神奈川	3,327,884	66,357	2,140,427	2,139,973	1,056,957	405,870
山梨	415,176	8,673	260,385	260,016	104,074	58,015
長野	2,144,589	29,172	979,434	978,649	843,561	370,251
新潟	1,438,633	31,581	784,995	784,556	487,798	187,387
石川	751,042	17,468	395,232	395,210	253,217	117,127
福井	564,549	16,428	324,437	315,376	213,804	51,040
岐阜	2,016,941	51,546	1,264,814	1,264,737	591,542	188,449
静岡	2,881,215	111,303	1,462,299	1,452,973	1,083,735	408,905
愛知	4,913,073	88,584	2,683,411	2,683,397	1,918,218	384,509
三重	1,378,535	38,932	739,882	738,285	455,358	195,789
滋賀	869,743	14,145	573,437	519,333	265,690	102,006
京都	826,717	17,030	487,976	487,702	213,933	91,538
大阪	2,899,525	69,258	1,616,408	1,616,391	1,027,151	609,172
兵庫	3,469,861	88,706	1,707,347	1,706,969	1,308,273	872,267
和歌山	1,080,996	31,959	626,141	626,123	340,976	127,436
鳥取	263,752	6,936	181,742	179,905	63,925	17,995
島根	494,097	15,273	344,755	344,499	128,550	53,127
広島	1,741,495	32,200	1,117,012	1,116,676	573,677	49,423
山口	869,199	24,647	508,536	508,513	263,715	103,566
徳島	655,819	15,719	444,066	443,310	198,737	15,748
香川	1,415,426	16,582	646,383	646,180	756,676	83,724
愛媛	1,154,761	23,091	720,205	720,098	370,258	82,447
高知	643,048	7,520	411,848	411,833	133,844	72,690
福岡	1,349,263	25,094	769,763	758,461	441,622	164,045
佐賀	602,599	11,469	325,529	325,006	169,229	109,026
大分	393,673	9,252	208,356	208,308	119,624	77,354
宮崎	493,468	8,716	257,299	257,238	141,281	101,865
鹿児島	767,008	14,631	452,017	445,695	190,657	122,010
合計	**50,986,039**	**1,159,946**	**29,656,649**	**29,516,550**	**16,554,158**	**6,542,911**
一連合会当たり平均	1,416,279	32,221	823,796	819,904	459,838	181,748

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外（奈良，沖縄は県農協，それ以外は農林中金へ統合）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2008年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(2,842,507)	(146,282)	(1,996,171)	(1,984,064)	(19,447)	(937,044)	(117)
青森	462,556	4,347	275,703	273,187	10,964	146,944	29
岩手	857,665	15,837	510,578	503,812	32,186	292,505	17
宮城	935,048	9,038	480,616	476,364	70,548	362,350	14
秋田	689,447	11,683	368,753	365,618	12,000	248,493	16
山形	871,165	11,933	472,250	467,274	31,928	335,614	19
福島	1,220,053	7,011	761,732	754,873	65,023	375,661	17
（東北計）	(5,035,934)	(59,849)	(2,869,632)	(2,841,128)	(222,649)	(1,761,567)	(112)
茨城	1,425,710	9,918	1,045,562	1,034,407	71,282	310,600	27
栃木	1,530,630	2,045	1,044,108	1,039,872	130,869	358,896	10
群馬	1,315,786	5,544	1,018,918	1,015,323	57,365	263,951	22
（北関東計）	(4,272,126)	(17,507)	(3,108,588)	(3,089,602)	(259,516)	(933,447)	(59)
埼玉	3,618,581	7,556	2,499,249	2,498,624	274,570	966,563	25
千葉	2,312,430	10,816	1,396,659	1,390,174	228,066	728,728	27
東京	3,221,205	2,824	2,095,801	2,076,035	96,791	1,186,599	16
神奈川	5,179,497	914	3,273,339	3,271,081	329,739	1,789,177	14
（南関東計）	(14,331,713)	(22,110)	(9,265,048)	(9,235,914)	(929,166)	(4,671,067)	(82)
山梨	601,522	4,178	406,983	404,582	29,109	177,904	13
長野	2,759,990	20,930	1,967,701	1,966,548	28,744	812,361	20
（東山計）	(3,361,512)	(25,108)	(2,374,684)	(2,371,130)	(57,853)	(990,265)	(33)
新潟	2,069,217	23,719	1,392,706	1,390,049	186,164	549,033	26
富山	1,234,398	4,610	931,752	928,196	66,740	225,287	17
石川	1,031,467	3,115	728,823	728,357	50,723	294,698	17
福井	789,719	3,423	544,180	544,004	26,381	229,309	15
（北陸計）	(5,124,801)	(34,867)	(3,597,461)	(3,590,606)	(330,008)	(1,298,327)	(75)
岐阜	2,687,804	6,595	1,977,544	1,977,069	173,316	606,920	12
静岡	4,304,186	19,255	2,826,134	2,820,331	281,076	1,329,516	19
愛知	6,451,075	19,021	4,860,453	4,839,276	450,961	1,459,776	20
三重	1,878,523	5,150	1,359,102	1,347,596	154,374	377,376	15
（東海計）	(15,321,588)	(50,021)	(11,023,233)	(10,984,272)	(1,059,727)	(3,773,588)	(66)
滋賀	1,271,713	3,738	865,822	859,533	156,110	289,762	16
京都	1,077,959	4,185	809,622	808,366	78,961	219,373	5
大阪	3,724,351	41,000	2,808,792	2,775,095	148,101	844,416	16
兵庫	4,349,101	9,132	3,229,622	3,226,585	146,838	1,036,919	14
奈良	1,185,746	2,697	814,446	799,248	156,904	212,442	1
和歌山	1,416,818	4,129	1,036,686	1,036,372	51,396	300,661	11
（近畿計）	(13,025,688)	(64,881)	(9,564,990)	(9,505,199)	(738,310)	(2,903,573)	(63)
鳥取	486,977	8,651	277,610	273,327	53,695	124,648	3
島根	828,713	23,422	472,266	469,526	45,096	316,004	11
（山陰計）	(1,315,690)	(32,073)	(749,876)	(742,853)	(98,791)	(440,652)	(14)
岡山	1,594,372	18,912	1,103,990	1,101,848	67,903	424,543	10
広島	2,351,130	6,811	1,713,751	1,713,503	27,443	638,876	13
山口	1,205,461	4,164	849,694	845,568	84,065	286,224	12
（山陽計）	(5,150,963)	(29,887)	(3,667,435)	(3,660,919)	(179,411)	(1,349,643)	(35)
徳島	768,525	1,920	637,586	635,003	17,625	115,600	16
香川	1,545,866	6,308	1,401,156	1,400,622	770	177,173	2
愛媛	1,546,057	1,985	1,134,913	1,130,197	89,822	311,553	12
高知	791,784	2,672	598,201	594,263	30,545	172,115	16
（四国計）	(4,652,232)	(12,885)	(3,771,856)	(3,760,085)	(138,762)	(776,441)	(46)
福岡	2,234,441	6,625	1,335,256	1,322,454	84,604	849,321	25
佐賀	802,016	18,522	565,411	564,277	27,224	196,861	4
長崎	604,943	5,657	376,652	373,919	8,965	186,461	7
熊本	885,878	10,715	500,338	491,177	62,412	289,566	15
大分	616,840	7,663	372,560	369,541	20,654	206,550	23
（北九州計）	(5,144,118)	(49,182)	(3,150,217)	(3,121,368)	(203,859)	(1,728,759)	(74)
宮崎	684,494	14,904	448,631	446,413	23,612	213,969	13
鹿児島	1,099,280	7,720	711,221	706,816	3,946	335,949	18
（南九州計）	(1,783,774)	(22,624)	(1,159,852)	(1,153,229)	(27,558)	(549,918)	(31)
（沖縄）	(712,918)	(3,018)	(336,928)	(336,190)	(32,203)	(303,913)	(1)
合計	**82,075,564**	**570,294**	**56,635,971**	**56,376,559**	**4,297,260**	**22,418,204**	**808**
一組合当たり平均（単位千円）	101,578,668	705,809	70,094,024	69,772,969	5,318,391	27,745,302	－

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2008年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	538,144	8,178	345,471	344,065	134,102
青森	51,515	1,673	29,000	27,903	13,102
岩手	86,398	3,109	57,384	55,098	26,908
福島	14,296	889	11,445	11,193	3,619
茨城	15,369	669	9,782	9,335	5,263
千葉	66,890	2,639	38,647	35,502	24,128
東京	7,942	143	5,510	5,498	1,438
神奈川	27,133	3,192	15,277	15,028	7,052
新潟	27,034	874	21,904	21,737	2,576
富山	33,337	567	25,473	24,931	5,973
石川	45,044	1,190	28,400	27,836	10,257
福井	43,696	980	26,355	25,182	13,092
静岡	99,692	6,826	57,424	57,198	38,371
愛知	77,672	2,134	50,699	44,740	17,999
三重	88,459	3,576	54,881	54,266	33,866
京都	42,249	644	16,781	16,477	24,922
兵庫	65,566	1,727	34,617	32,632	24,678
和歌山	41,313	1,011	28,732	27,183	10,080
鳥取	18,304	806	14,045	13,566	4,083
広島	56,887	826	26,834	26,499	23,591
徳島	29,054	534	22,659	22,298	3,509
香川	50,738	1,458	41,022	40,995	9,420
愛媛	95,332	1,489	54,757	49,515	42,421
高知	35,685	2,048	22,251	20,272	12,993
福岡	50,710	664	39,132	38,224	7,437
佐賀	66,783	1,119	42,691	42,159	22,403
長崎	120,159	1,651	92,172	91,729	24,657
宮崎	37,452	946	26,460	25,502	12,026
鹿児島	60,919	2,194	21,078	19,710	40,623
沖縄	24,393	479	15,700	14,528	9,831
合計	**2,018,165**	**54,235**	**1,276,583**	**1,240,801**	**610,420**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2008年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金	報告組合数
北海道	460,672	108,860	77,986	480,927	477,009	124,082	72
青森	6,334	398	476	6,069	5,992	662	1
宮城	50,516	828	4,272	33,224	31,220	14,103	1
秋田	1,634	1,542	646	1,631	1,332	1,277	1
山形	5,950	26	769	5,262	4,918	561	1
福島	7,985	1,928	1,241	9,186	8,111	1,108	2
静岡	17,743	1,943	441	13,747	12,893	4,544	1
愛知	6,427	491	296	6,288	6,035	209	1
三重	136	0	90	121	42	15	1
和歌山	1,018	0	35	945	835	49	1
島根	41,630	2,250	3,415	26,212	25,516	9,509	1
山口	62,898	3,501	6,613	41,120	39,772	22,544	1
香川	2,169	97	145	2,042	2,032	306	1
愛媛	70,300	22,943	6,822	74,506	73,764	17,973	29
長崎	104,190	20,140	8,726	107,553	104,516	18,726	41
熊本	6,011	553	872	5,109	4,290	1,318	1
大分	27,494	61	2,348	18,104	17,565	7,734	1
宮崎	35,645	9,681	4,507	32,799	32,186	15,094	17
合計	**908,752**	**175,242**	**119,700**	**864,845**	**848,028**	**239,815**	**174**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。